

Q001

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：基礎
旅行業法の目的として、法第1条の趣旨に最も合致するものはどれか。

- ア：旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ること。
- イ：旅行者の自己責任を徹底し、旅行業者の業務規制を撤廃すること。
- ウ：旅行業者の利益を最大化し、旅行料金を全国一律にすること。
- エ：海外旅行のみを規制し、国内旅行は自治体の条例に委ねること。

答え・解説

正答：ア

- ア：旅行業法は、登録制度や業務の適正運営等を通じて、取引の公正、旅行の安全、旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。
 - イ：旅行者保護等のため、登録制度や業務規制を設ける法律である。
 - ウ：料金の全国一律化や事業者利益の最大化は法第1条の目的ではない。
 - エ：旅行業法は国内・海外を含む旅行業等を規律する。
- 総合解説：旅行業法は、登録制度や業務の適正運営等を通じて、取引の公正、旅行の安全、旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q002

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：基礎
旅行業法上の「旅行業」に該当するための基本的な要件として正しいものはどれか。

- ア：旅行者のために宿泊サービスだけを自ら提供すること。
- イ：報酬を得て、法第2条第1項各号に掲げる行為を行う事業であること。
- ウ：無償で旅行相談を行い、広告収入のみを得ること。
- エ：営利法人であり、かつ旅行者から直接代金を受領すること。

答え・解説

正答：イ

- ア：自ら宿泊サービスを提供することだけでは、当然に旅行業にはならない。
 - イ：旅行業は、報酬を得て法第2条第1項各号の行為を行う事業として定義される。ただし同項の除外規定にも注意が必要である。
 - ウ：旅行業の定義は『報酬を得て』一定行為を行う事業である。無償行為の扱いは具体的関係で判断する。
 - エ：法人であることや旅行者から直接代金を受領することは定義上の必須要件ではない。
- 総合解説：旅行業は、報酬を得て法第2条第1項各号の行為を行う事業として定義される。ただし同項の除外規定にも注意が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q003

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：標準

鉄道会社が、専ら自社の運送サービスの提供について、旅行者との運送契約を代理して締結する業務を行う場合の旅行業法上の扱いとして正しいものはどれか。

- ア：第一種旅行業の登録が必ず必要である。
- イ：旅行業者代理業の登録が必ず必要である。
- ウ：旅行業の定義から除外される。
- エ：旅行サービス手配業の登録が必ず必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：専ら運送サービス提供者のための当該代理行為には定義上の除外がある。

イ：この設例は旅行業の定義の除外に該当するため、当然に旅行業者代理業となるわけではない。

ウ：法第2条第1項は、専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対するその運送サービスの提供について代理して契約を締結する行為を行う事業を旅行業の定義から除外している。

エ：旅行サービス手配業は旅行者のために一定の手配を行う事業であり、この設例とは構造が異なる。

総合解説：法第2条第1項は、専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対するその運送サービスの提供について代理して契約を締結する行為を行う事業を旅行業の定義から除外している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q004

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：標準

旅行者の募集のためにあらかじめ旅行計画を作成し、その計画に必要な運送・宿泊サービスを自己の計算で確保して実施する行為について、最も適切な説明はどれか。

- ア：旅行業者代理業者だけが行える行為である。
- イ：旅行相談だけを行う第9号の行為に限られる。
- ウ：旅行サービス手配業にのみ該当し、旅行業には含まれない。
- エ：旅行業法第2条第1項第1号に含まれる企画旅行に関する行為である。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行業者代理業者に限定された行為ではない。

イ：相談だけではなく、旅行計画の作成と必要なサービス契約の確保を伴う。

ウ：企画旅行に関する行為は旅行業の中核的な行為の一つである。

エ：旅行者の募集のためにあらかじめ計画を作成し、必要な運送等サービスの契約を自己の計算で締結する行為は、法第2条第1項第1号に規定される。

総合解説：旅行者の募集のためにあらかじめ計画を作成し、必要な運送等サービスの契約を自己の計算で締結する行為は、法第2条第1項第1号に規定される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q005

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：標準

企業から社員旅行の希望条件を受けた旅行業者が、その依頼に基づいて目的地・日程・運送・宿泊等を組み立て、必要なサービス契約を自己の計算で締結する場合、旅行業法上の整理として最も適切なものはどれか。

ア：旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行に関する行為に当たり得る。
イ：宿泊を含むため必ず旅行サービス手配業に分類される。
ウ：法人からの依頼であれば旅行業には該当しない。
エ：旅行者からの依頼で作る旅行は旅行業法の対象外である。

答え・解説

正答：ア

ア：法第2条第1項第1号は、募集のためにあらかじめ計画する場合だけでなく、旅行者からの依頼により計画を作成する場合も対象としている。
イ：旅行サービス手配業かどうかは誰のためにどの行為を行うかで判断し、宿泊を含むことだけでは決まらない。
ウ：依頼者が法人であることだけで旅行業の定義から外れるものではない。
エ：依頼により作成する旅行計画も法第2条第1項第1号の対象となり得る。
総合解説：法第2条第1項第1号は、募集のためにあらかじめ計画する場合だけでなく、旅行者からの依頼により計画を作成する場合も対象としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q006

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：基礎

旅行業法第2条第1項に掲げる旅行業の行為に含まれるものはどれか。

ア：旅行用品を一般小売として販売する行為のみ。
イ：旅行に関する相談に応ずる行為。
ウ：旅行者に代わって所得税の確定申告をする行為。
エ：旅行者の住宅を不動産として仲介する行為。

答え・解説

正答：イ

ア：旅行用品の一般小売は、それだけでは法第2条第1項第9号の旅行相談には当たらない。
イ：法第2条第1項第9号は、旅行に関する相談に応ずる行為を掲げている。
ウ：旅行業務として列挙された行為ではない。
エ：不動産仲介は旅行業法第2条第1項の列挙行為ではない。
総合解説：法第2条第1項第9号は、旅行に関する相談に応ずる行為を掲げている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q007

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：基礎

旅行業者代理業の基本的な定義として正しいものはどれか。

ア：旅行相談のみを行い、契約締結を一切代理しない事業をいう。

イ：旅行者のために全ての旅行サービスを自己の計算で仕入れる事業だけをいう。

ウ：報酬を得て、旅行業を営む者のため、法定の一定の旅行業務について代理して契約を締結する行為を行う事業である。

エ：旅行業者に対して宿泊施設の仕入れだけを行う事業をいう。

答え・解説

正答：ウ

ア：法第2条第2項は代理して契約を締結する行為を行う事業と定義している。

イ：旅行業者代理業は所属旅行業者のための代理契約締結が中心であり、自己の計算での仕入れを定義としない。

ウ：法第2条第2項は、旅行業を営む者のために一定の行為について代理して契約を締結する事業を旅行業者代理業と定義する。

エ：これは旅行サービス手配業との区別が問題になる行為であり、旅行業者代理業の定義そのものではない。

総合解説：法第2条第2項は、旅行業を営む者のために一定の行為について代理して契約を締結する事業を旅行業者代理業と定義する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q008

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：標準

旅行業者代理業者Aが通常の代理業務を行う場合の原則として正しいものはどれか。

ア：Aは旅行者だけを代理し、旅行業者を代理することはない。

イ：Aは必ず第一種旅行業者だけを所属旅行業者としなければならない。

ウ：Aは登録さえあれば任意の複数の旅行業者を自由に代理できる。

エ：Aは所属旅行業者のために旅行業務を取り扱う。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行業者代理業は旅行業を営む者のために代理して契約を締結する事業である。

イ：所属旅行業者が第一種に限定されるという規定ではない。

ウ：旅行業者代理業は所属旅行業者との関係を前提とし、登録拒否事由にも二以上の旅行業者を代理しようとする場合が定められている。

エ：旅行業者代理業者は、受託旅行業者代理業者として法第14条の2第2項により行う場合を除き、所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱うことができない。

総合解説：旅行業者代理業者は、受託旅行業者代理業者として法第14条の2第2項により行う場合を除き、所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱うことができない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q009

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：標準
旅行サービス手配業の基本的な性格として最も適切なものはどれか。

- ア：報酬を得て、旅行業を営む者のために、法令で定める運送・宿泊等の手配を行う事業である。
- イ：旅行者から依頼を受けて旅行相談だけをする事業に限られる。
- ウ：旅行業者のためではなく、必ず旅行者本人のために契約を締結する事業である。
- エ：自ら航空運送を提供する運送事業そのものをいう。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行サービス手配業は、旅行業を営む者のために一定の旅行サービスを手配する事業で、登録制度が設けられている。
イ：旅行相談のみを定義とするものではない。
ウ：旅行サービス手配業は旅行業を営む者のために一定の手配をする点が重要である。
エ：自ら運送サービスを提供する事業そのものとは異なる。
総合解説：旅行サービス手配業は、旅行業を営む者のために一定の旅行サービスを手配する事業で、登録制度が設けられている。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q010

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：標準
旅行業者から委託を受け、報酬を得て国内の宿泊施設の手配を行う事業者の業務について、旅行業法上最も適切なものはどれか。
ア：旅行者が宿泊施設を利用するため、必ず第一種旅行業となる。
イ：旅行サービス手配業に該当し得る。
ウ：宿泊手配は旅行業法の対象にならない。
エ：必ず旅行業者代理業に分類される。

答え・解説

正答：イ

ア：利用サービスが宿泊であることだけで第一種旅行業にはならない。
イ：観光庁は、旅行業を営む者のために報酬を得て運送または宿泊の手配等を行う事業を旅行サービス手配業として説明している。
ウ：宿泊の手配は旅行サービス手配業の対象となり得る。
エ：誰のために何を代理するかが異なり、旅行業者代理業と同一ではない。
総合解説：観光庁は、旅行業を営む者のために報酬を得て運送または宿泊の手配等を行う事業を旅行サービス手配業として説明している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q011

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：標準

旅行業者が企画旅行に付随して旅行者の旅券受給のための行政庁等への手続を代行する場合、旅行業法上の位置づけとして正しいものはどれか。

ア：旅行サービス手配業者だけに許された行為である。

イ：旅行者から報酬を得なければ必ず第一種旅行業の登録が必要となる。

ウ：一定の旅行業務に付随する、旅行者の便宜となるサービスとして法第2条第1項に掲げられている。

エ：旅行業務とは無関係な行政書士業務としてのみ扱われる。

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行業法第2条第1項第8号に旅行業の行為として規定される。

イ：第一種旅行業の要否はこのような条件だけでは決まらない。

ウ：法第2条第1項第8号は、一定の旅行業務に付随して、旅行者の案内や旅券受給のための手続代行など旅行者の便宜となるサービスを提供する行為を掲げている。

エ：旅行業法上も、一定の旅行業務に付随する旅券受給手続の代行が明示されている。

総合解説：法第2条第1項第8号は、一定の旅行業務に付随して、旅行者の案内や旅券受給のための手続代行など旅行者の便宜となるサービスを提供する行為を掲げている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q012

1-1 総則・登録制度 > 旅行業等の定義・業務範囲 | 難易度：応用

次のうち、旅行業者代理業と旅行サービス手配業の違いを最も適切に説明しているものはどれか。

ア：両者は法律上まったく同じ制度で、名称だけが異なる。

イ：旅行業者代理業は旅行者のために宿泊施設を仕入れ、旅行サービス手配業は旅行者を代理して旅行契約を締結する。

ウ：旅行サービス手配業は登録不要だが、旅行業者代理業だけが登録を要する。

エ：旅行業者代理業は所属旅行業者のため旅行者との契約締結を代理するのが基本で、旅行サービス手配業は旅行業者のため運送・宿泊等のサービス提供者との手配を行う。

答え・解説

正答：エ

ア：別の登録制度・定義を持つ。

イ：説明が逆転しており、制度の基本構造と合わない。

ウ：旅行サービス手配業にも登録制度がある。

エ：両者は『誰のために、どの相手との契約・手配を行うか』が異なる。旅行業者代理業は所属旅行業者を代理して旅行者と契約を結ぶのが基本で、旅行サービス手配業は旅行業者のためにサービス提供者側との手配を行う。

総合解説：両者は『誰のために、どの相手との契約・手配を行うか』が異なる。旅行業者代理業は所属旅行業者を代理して旅行者と契約を結ぶのが基本で、旅行サービス手配業は旅行業者のためにサービス提供者側との手配を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q013

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：基礎

旅行業又は旅行者代理業を営もうとする者について、旅行業法上の原則として正しいものはどれか。

ア：あらかじめ所定の登録を受けなければならない。

イ：国内旅行のみを扱う場合は登録不要である。

ウ：営業開始後30日以内に届け出れば足りる。

エ：法人だけが登録対象で、個人は登録不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第3条は、旅行業又は旅行者代理業を営もうとする者に登録を求めている。

イ：国内旅行のみであっても、旅行業に該当すれば登録が必要である。

ウ：登録は事業開始後の届出ではなく、事業を営もうとする段階で必要である。

エ：個人・法人を問わず、要件を満たす事業を営む場合は登録制度の対象となる。

総合解説：旅行業法第3条は、旅行業又は旅行者代理業を営もうとする者に登録を求めている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q014

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：基礎

第一種旅行業の新規登録申請先として正しいものはどれか。

ア：主たる営業所所在地の都道府県知事。

イ：観光庁長官。

ウ：消費者庁長官。

エ：主たる営業所所在地の市町村長。

答え・解説

正答：イ

ア：第二種・第三種・地域限定旅行業等では都道府県知事が関係するが、第一種は観光庁長官である。

イ：旅行業法施行規則は、第一種旅行業の新規登録・更新登録の申請先を観光庁長官としている。

ウ：消費者庁長官は第一種旅行業の登録行政庁ではない。

エ：市町村長は第一種旅行業の登録行政庁ではない。

総合解説：旅行業法施行規則は、第一種旅行業の新規登録・更新登録の申請先を観光庁長官としている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q015

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：基礎

主たる営業所を福岡県内に置く法人が第二種旅行業を新たに営もうとする場合、登録申請を行う相手として正しいものはどれか。

ア：観光庁長官に限られる。

イ：最寄りの法務局長。

ウ：主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事。

エ：旅行業協会の会長。

答え・解説

正答：ウ

ア：第一種旅行業は観光庁長官だが、第二種は都道府県知事である。

イ：法務局は旅行業の登録行政庁ではない。

ウ：施行規則は、第二種・第三種・地域限定旅行業の新規登録・更新登録について、主たる営業所所在地を管轄する都道府県知事への申請を定めている。

エ：旅行業協会は登録行政庁ではない。

総合解説：施行規則は、第二種・第三種・地域限定旅行業の新規登録・更新登録について、主たる営業所所在地を管轄する都道府県知事への申請を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q016

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：基礎

旅行業の登録の有効期間として正しいものはどれか。

ア：有効期間はなく、廃業まで永久に有効。

イ：登録日から1年（毎事業年度ごとに満了するとみなす考え方）。

ウ：登録日から3年（中期の更新周期として区切る考え方）。

エ：登録日から5年（登録有効期間を5年間として満了日を算定する考え方）。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行業の登録には5年の有効期間がある。

イ：有効期間は1年ではない。

ウ：有効期間は3年ではない。

エ：旅行業法第6条の2は、旅行業の登録の有効期間を登録の日から起算して5年と定めている。

総合解説：旅行業法第6条の2は、旅行業の登録の有効期間を登録の日から起算して5年と定めている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q017

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：標準

旅行業の更新登録申請について、施行規則上の提出時期として正しいものはどれか。

ア：有効期間満了日の2か月前まで（満了前の直前期間を申請期限とする扱い）。

イ：有効期間満了の日までならいつでもよく、提出時期の定めはない。

ウ：有効期間満了後30日以内（満了後の事後更新を認める扱い）。

エ：有効期間満了日の6か月前まで（半年前を申請期限とする扱い）。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法施行規則第1条の2は、更新登録申請書を有効期間満了の日の2か月前までに提出するものとしている。

イ：施行規則に提出時期が定められている。

ウ：更新は満了後の事後申請を予定した制度ではない。

エ：施行規則上の期限は2か月前までである。

総合解説：旅行業法施行規則第1条の2は、更新登録申請書を有効期間満了の日の2か月前までに提出するものとしている。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q018

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：標準

旅行業者が登録の有効期間満了日までに適法に更新登録を申請したが、満了日までに行政庁の判断がなかった。登録の効力について正しいものはどれか。

ア：満了日の翌日に当然に無登録となる。

イ：更新申請に対する登録又は拒否の通知があるまで、従前の登録は満了後も効力を有する。

ウ：行政庁が口頭で許可した場合だけ効力が続く。

エ：更新申請をすると従前登録は直ちに失効する。

答え・解説

正答：イ

ア：期限内に更新申請があれば、通知まで従前登録の効力が継続する。

イ：法第6条の3第3項により、満了日までに更新申請があった場合、通知があるまで従前登録は満了後もなお効力を有する。

ウ：法定の更新申請に基づく効力継続であり、口頭許可を要件としない。

エ：更新申請によって直ちに失効する規定ではない。

総合解説：法第6条の3第3項により、満了日までに更新申請があった場合、通知があるまで従前登録は満了後もなお効力を有する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q019

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：標準

第三種旅行業者が登録業務範囲を第一種旅行業へ変更しようとする場合に必要な手続として正しいものはどれか。

- ア：市町村長への届出だけで足りる。
- イ：変更後30日以内の届出だけで足りる。
- ウ：観光庁長官に変更登録を申請する。
- エ：所属する旅行業協会の承認だけを得ればよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：第一種への変更登録は観光庁長官への申請である。

イ：業務範囲の変更は単なる登録事項変更届ではなく、変更登録が必要である。

ウ：登録業務範囲を変更しようとするときは変更登録が必要であり、第一種旅行業への変更登録申請先は観光庁長官である。

エ：旅行業協会の承認は変更登録の代替にならない。

総合解説：登録業務範囲を変更しようとするときは変更登録が必要であり、第一種旅行業への変更登録申請先は観光庁長官である。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q020

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：標準

旅行業者が法定の登録事項のうち、変更登録の対象ではない事項を変更した場合の届出期限として原則正しいものはどれか。

- ア：変更後6か月以内。
- イ：次回更新時にまとめて届け出ればよい。
- ウ：変更前60日以内。
- エ：変更があった日から30日以内。

答え・解説

正答：エ

ア：法定期限は30日以内である。

イ：変更後30日以内の届出が必要である。

ウ：一般の登録事項変更届について変更前60日という期限ではない。

エ：法第6条の4第3項は、所定の登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出ることを定めている。

総合解説：法第6条の4第3項は、所定の登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出ることを定めている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q021

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：標準

旅行業の登録を取り消された者が、その取消しの日から4年後に新たな登録を申請した場合、法第6条の登録拒否事由との関係で正しいものはどれか。

ア：原則として、取消しの日から5年を経過していないため登録拒否事由に該当する。

イ：3年を経過しているため拒否事由にはならない。

ウ：取消歴は登録審査に一切影響しない。

エ：10年を経過するまで永久に申請できない。

答え・解説

正答：ア

ア：法第6条は、所定の登録取消しの日から5年を経過していない者を登録拒否事由としている。

イ：法定期間は5年である。

ウ：一定の取消歴は明示的な登録拒否事由である。

エ：法定の欠格期間は原則5年である。

総合解説：法第6条は、所定の登録取消しの日から5年を経過していない者を登録拒否事由としている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q022

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：応用

2026年8月1日基準の現行旅行業法における登録拒否事由の一つとして、正しい表現はどれか。

ア：刑罰歴は登録拒否事由に一切含まれない。

イ：拘禁刑以上の刑に処せられ、所定の期間を経過していない者。

ウ：懲役刑だけが対象で、拘禁刑は対象外である。

エ：科料を受けた者は理由を問わず永久に登録できない。

答え・解説

正答：イ

ア：一定の刑罰歴は登録拒否事由に含まれる。

イ：2025年6月1日施行の刑法改正対応後、現行法では旧来の『禁錮以上』ではなく『拘禁刑以上』という用語が用いられる。所定の執行終了等から5年を経過していない場合が対象となる。

ウ：現行法は拘禁刑という用語に改められている。

エ：そのような包括的・永久的欠格規定ではない。

総合解説：2025年6月1日施行の刑法改正対応後、現行法では旧来の『禁錮以上』ではなく『拘禁刑以上』という用語が用いられる。所定の執行終了等から5年を経過していない場合が対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q023

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：応用

旅行業を営もうとする申請者が、登録業務範囲ごとに省令で定める財産的基礎を有しない場合の扱いとして正しいものはどれか。

ア：旅行業務取扱管理者を2人選任すれば財産要件は免除される。

イ：旅行業協会に入会すれば財産的基礎の審査自体がなくなる。

ウ：登録拒否事由に該当する。

エ：営業開始後1年以内に改善すれば登録時には問題ない。

答え・解説

正答：ウ

ア：管理者選任と財産的基礎は別の登録要件である。

イ：保証社員制度と財産的基礎の登録審査は同一ではない。

ウ：法第6条は、旅行業を営もうとする者が業務範囲ごとに定められた財産的基礎を有しない場合を登録拒否事由としている。

エ：登録時の審査における拒否事由である。

総合解説：法第6条は、旅行業を営もうとする者が業務範囲ごとに定められた財産的基礎を有しない場合を登録拒否事由としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q024

1-1 総則・登録制度 > 登録・更新・変更・拒否事由 | 難易度：応用

旅行業者代理業を営もうとする者が、同時に2社の旅行業者を代理する内容で登録申請した。旅行業法上の扱いとして正しいものはどれか。

ア：2社までなら自由に代理できるため登録される。

イ：代理する旅行業者の数は審査対象ではない。

ウ：第一種旅行業者2社であれば例外的に認められる。

エ：その代理する旅行業を営む者が2以上であるため、登録拒否事由に該当する。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行業者代理業では、二以上の旅行業者を代理しようとする事自体が拒否事由となる。

イ：法に明示された登録拒否事由である。

ウ：所属旅行業者が第一種かどうかによるこの例外はない。

エ：法第6条は、旅行業者代理業を営もうとする者で、その代理する旅行業を営む者が2以上であるものを登録拒否事由としている。

総合解説：法第6条は、旅行業者代理業を営もうとする者で、その代理する旅行業を営む者が2以上であるものを登録拒否事由としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q025

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：基礎

旅行業者の営業保証金に関する原則として正しいものはどれか。

- ア：旅行業者は営業保証金を供託しなければならない。
- イ：国内旅行だけを扱う旅行業者には供託義務がない。
- ウ：旅行業者代理業者が必ず自ら営業保証金を供託する。
- エ：営業保証金の供託は任意である。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第7条は、旅行業者に営業保証金の供託を義務付けている。旅行者保護のための制度である。なお、旅行業協会の保証社員には弁済業務保証金制度との関係で営業保証金供託義務の免除規定があるため、本問は一般原則を問う。

イ：業務が国内旅行に限られることだけで供託義務がなくなるものではない。

ウ：営業保証金の供託義務者は旅行業者であり、代理業者が一律に自ら供託する制度ではない。

エ：法定の義務である。

総合解説：旅行業法第7条は、旅行業者に営業保証金の供託を義務付けている。旅行者保護のための制度である。なお、旅行業協会の保証社員には弁済業務保証金制度との関係で営業保証金供託義務の免除規定があるため、本問は一般原則を問う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q026

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：標準

新規登録を受けた旅行業者が営業保証金を供託した直後、供託した旨の届出をまだしていない。この時点で事業を開始できるか。

- ア：登録通知を受けた時点で供託前でも開始できる。
- イ：届出をした後でなければ事業を開始できない。
- ウ：旅行業協会へ電話連絡すれば届出に代えられる。
- エ：供託が終われば届出前でも直ちに開始できる。

答え・解説

正答：イ

ア：営業保証金の供託・届出を経る必要がある。

イ：法第7条第2項・第3項により、供託後に供託書の写しを添えて届け出、その届出後でなければ事業を開始できない。

ウ：法定の届出を電話連絡で代替する規定ではない。

エ：供託だけでは足りず、供託した旨の届出後でなければ開始できない。

総合解説：法第7条第2項・第3項により、供託後に供託書の写しを添えて届け出、その届出後でなければ事業を開始できない。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q027

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：基礎

営業保証金を供託する場所として、旅行業法上正しいものはどれか。

ア：すべて東京法務局に限られる。

イ：各営業所ごとに最寄りの供託所へ分割して供託する。

ウ：旅行者の主たる営業所の最寄りの供託所。

エ：旅行業協会の本部に直接供託する。

答え・解説

正答：ウ

ア：全国一律に東京法務局へ供託する制度ではない。

イ：基準は主たる営業所の最寄りの供託所である。

ウ：法第8条第7項は、営業保証金の供託を旅行者の主たる営業所の最寄りの供託所で行うこととしている。

エ：営業保証金の供託所は旅行業協会ではない。

総合解説：法第8条第7項は、営業保証金の供託を旅行者の主たる営業所の最寄りの供託所で行うこととしている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q028

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：標準

営業保証金の額を算定する際の基本的な考え方として正しいものはどれか。

ア：旅行業務取扱管理者の人数だけで決まる。

イ：全旅行者について取引額に関係なく同一額である。

ウ：従業員数だけで決まる。

エ：前事業年度の旅行者との取引額等に応じ、登録業務範囲の別ごとに省令で定める。

答え・解説

正答：エ

ア：管理者人数は営業保証金額の基本算定要素ではない。

イ：取引額等に応じた算定制度である。

ウ：従業員数だけを基準とする制度ではない。

エ：法第8条は、前事業年度の旅行者との取引額等に応じ、業務範囲別に省令で算定する仕組みを定める。

総合解説：法第8条は、前事業年度の旅行者との取引額等に応じ、業務範囲別に省令で算定する仕組みを定める。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q029

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：標準

営業保証金の供託方法について正しいものはどれか。

ア：法令で認められた国債証券、地方債証券等の有価証券をもって充てることができる。

イ：上場株式なら銘柄を問わず額面全額で充当できる。

ウ：旅行券だけで供託しなければならない。

エ：現金以外は一切認められない。

答え・解説

正答：ア

ア：法第8条第6項と施行規則は、国債証券、地方債証券など所定の有価証券を営業保証金に充てることを認めている。

イ：法令で認められる有価証券の範囲・評価方法が定められており、一般の株式を一律に認める制度ではない。

ウ：旅行券に限定する制度ではない。

エ：所定の有価証券も利用できる。

総合解説：法第8条第6項と施行規則は、国債証券、地方債証券など所定の有価証券を営業保証金に充てることを認めている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q030

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：応用

旅行業の登録通知を受けた日から14日以内に営業保証金を供託した旨の届出をしなかった旅行業者に対する行政庁の対応として正しいものはどれか。

ア：14日を過ぎた瞬間に必ず自動的に登録が失効する。

イ：7日以上期間を定めて届出をすべき旨を催告し、その期間内にも届出がなければ登録を取り消すことができる。

ウ：何の措置もできず、次回更新時まで待つ。

エ：旅行者への公告だけを命じることができ、登録には影響しない。

答え・解説

正答：イ

ア：まず法定の催告手続が予定されている。

イ：法第7条第4項・第5項は、14日以内に届出がない場合の催告と、その後の取消しを定めている。

ウ：催告し、なお届出がなければ登録取消しが可能である。

エ：法は催告後の登録取消しを認めている。

総合解説：法第7条第4項・第5項は、14日以内に届出がない場合の催告と、その後の取消しを定めている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q031

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：標準

毎事業年度終了後、必要な営業保証金額が増え、現在の供託額が不足することになった場合の旅行業者の義務として正しいものはどれか。

- ア：不足額の半額だけを供託すればよい。
- イ：不足額は次回の登録更新まで放置できる。
- ウ：不足額を追加して供託しなければならない。
- エ：旅行料金を値下げすれば供託を省略できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：必要額に対する不足額を追加供託する。

イ：毎事業年度終了後の不足には追加供託義務がある。

ウ：法第9条は、毎事業年度終了後に必要額が供託額を上回る場合、不足額の追加供託を義務付ける。

エ：法定額の不足を料金変更で代替する規定はない。

総合解説：法第9条は、毎事業年度終了後に必要額が供託額を上回る場合、不足額の追加供託を義務付ける。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q032

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：標準

旅行業者が前事業年度の旅行業務に関する旅行者との取引額を報告する期限として正しいものはどれか。

- ア：毎事業年度終了後6か月以内（半年の報告期間を置く考え方）。
- イ：登録更新時だけ報告すればよい。
- ウ：毎事業年度終了後30日以内（約1か月の短期報告期限とする考え方）。
- エ：毎事業年度終了後100日以内（事業年度終了後に100日の報告期間を置く考え方）。

答え・解説

正答：エ

ア：法定期限は100日以内である。

イ：毎事業年度ごとの報告義務である。

ウ：法定期限は100日以内である。

エ：法第10条は、毎事業年度終了後100日以内に旅行者との取引額を報告することを義務付けている。

総合解説：法第10条は、毎事業年度終了後100日以内に旅行者との取引額を報告することを義務付けている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q033

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：応用

旅行者と旅行業務に関して取引をした旅行者が、その取引によって債権を取得した場合、営業保証金について正しいものはどれか。

ア：法定の手続により、その旅行者が供託した営業保証金から弁済を受ける権利を有する。
イ：営業保証金は国の歳入となるため旅行者は一切請求できない。
ウ：旅行者ではなく旅行者の一般株主だけが請求できる。
エ：旅行者は裁判で勝訴しても営業保証金から弁済を受ける制度はない。

答え・解説

正答：ア

ア：法第17条は、旅行者またはその所属旅行者の代理業者と旅行業務に関して取引した旅行者に、取引から生じた債権について営業保証金から弁済を受ける権利を認める。
イ：営業保証金は旅行者保護のための弁済制度に用いられる。
ウ：法が保護する中心は旅行業務に関し取引した旅行者である。
エ：法第17条に弁済を受ける権利が定められている。
総合解説：法第17条は、旅行者またはその所属旅行者の代理業者と旅行業務に関して取引した旅行者に、取引から生じた債権について営業保証金から弁済を受ける権利を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q034

1-1 総則・登録制度 > 営業保証金 | 難易度：応用

旅行者が営業保証金について権利を実行した結果、供託額が法定必要額を下回った。旅行者の義務として正しいものはどれか。

ア：旅行業務取扱管理者が個人で不足分を保証すれば足りる。
イ：不足額を供託し、供託した旨を所定の方法で届け出なければならない。
ウ：不足しても以後の新規旅行契約だけを停止すれば補充不要である。
エ：次の事業年度末まで補充義務は発生しない。

答え・解説

正答：イ

ア：管理者個人の保証で法定供託を代替できない。
イ：法第18条は、旅行者の権利実行によって営業保証金が不足した場合、不足額の供託とその届出を義務付けている。
ウ：法は不足額の供託を求める。
エ：還付による不足について独立した補充義務がある。
総合解説：法第18条は、旅行者の権利実行によって営業保証金が不足した場合、不足額の供託とその届出を義務付けている。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q035

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：基礎
旅行業者等の旅行業務取扱管理者の選任について正しいものはどれか。

- ア：第一種旅行業者だけに選任義務がある。
- イ：旅行者から請求された場合だけ選任すればよい。
- ウ：営業所ごとに、一人以上の旅行業務取扱管理者を選任するのが原則である。
- エ：会社全体で一人選任すれば、営業所数に関係なく常に足りる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：旅行業者等に広く適用される。
 - イ：選任は継続的な法定義務である。
 - ウ：旅行業法第11条の2は、営業所ごとに一人以上の旅行業務取扱管理者を選任することを原則としている。
 - エ：原則は営業所ごとの選任である。近接営業所に関する限定的な例外はあるが、全社一人で常に足りるわけではない。
- 総合解説：旅行業法第11条の2は、営業所ごとに一人以上の旅行業務取扱管理者を選任することを原則としている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q036

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：基礎
旅行業務を取り扱う従業員が一人しかいない営業所について、旅行業務取扱管理者の選任義務はどうなるか。

- ア：従業員が一人なら選任義務は免除される。
- イ：旅行業者代理業者の場合だけ免除される。
- ウ：年間取引額が少額なら自動的に免除される。
- エ：一人しかいない営業所にも選任義務は適用される。

答え・解説

正答：エ

- ア：一人営業所にも適用される。
 - イ：そのような一律免除はない。
 - ウ：一人営業所であることや少額取引だけで原則の選任義務がなくなるわけではない。
 - エ：法第11条の2は、旅行業務を取り扱う者が一人である営業所についても選任規定を適用することを明示している。
- 総合解説：法第11条の2は、旅行業務を取り扱う者が一人である営業所についても選任規定を適用することを明示している。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q037

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：基礎

海外旅行を取り扱う営業所の旅行業務取扱管理者として選任できる者として、原則正しいものはどれか。

ア：総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者。

イ：旅行サービス手配業務取扱管理者研修だけを修了した者。

ウ：国内旅行業務取扱管理者試験だけに合格した者。

エ：地域限定旅行業務取扱管理者試験だけに合格した者。

答え・解説

正答：ア

ア：海外旅行を取り扱う営業所では、総合旅行業務取扱管理者試験合格者が必要である。

イ：旅行業務取扱管理者の選任資格として海外旅行営業所に必要なのは総合試験合格者である。

ウ：国内資格だけでは海外旅行を扱う営業所の要件を満たさない。

エ：地域限定資格だけでは海外旅行を扱う営業所の要件を満たさない。

総合解説：海外旅行を取り扱う営業所では、総合旅行業務取扱管理者試験合格者が必要である。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q038

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：標準

地域限定の範囲に限らず、本邦内の旅行のみを取り扱う営業所の旅行業務取扱管理者として選任できる者はどれか。

ア：旅行業務に3年以上従事した者なら試験合格不要である。

イ：総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験の合格者。

ウ：旅行業協会の一般研修を一度受ければ誰でも選任できる。

エ：地域限定旅行業務取扱管理者試験合格者だけで、全国の国内旅行を取り扱える。

答え・解説

正答：イ

ア：実務経験のみで旅行業務取扱管理者になれる制度ではない。

イ：国内旅行のみを扱う営業所では、総合または国内旅行業務取扱管理者試験合格者を選任できる。

ウ：管理者として必要な試験合格等の要件がある。

エ：地域限定資格は法令で定める地域内に限る営業所向けである。

総合解説：国内旅行のみを扱う営業所では、総合または国内旅行業務取扱管理者試験合格者を選任できる。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q039

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：標準
営業所の所在する拠点区域内の旅行のみを取り扱う地域限定の営業所で、管理者として選任可能な資格の組合せとして正しいものはどれか。
ア：総合試験合格者は地域限定営業所では選任できない。
イ：地域限定試験合格者だけしか選任できない。
ウ：総合・国内・地域限定の各旅行業務取扱管理者試験の合格者が、法定の範囲に応じて選任対象となり得る。
エ：いずれの試験も不要で、営業所長であれば足りる。

答え・解説

正答：ウ

ア：上位範囲を扱える総合資格者も選任可能である。
イ：総合・国内試験合格者も選任可能である。
ウ：地域限定の範囲内のみを扱う営業所では、総合・国内・地域限定の各試験合格者が選任対象となり得る。
エ：法定の資格要件がある。
総合解説：地域限定の範囲内のみを扱う営業所では、総合・国内・地域限定の各試験合格者が選任対象となり得る。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q040

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：標準
ある営業所で選任されていた旅行業務取扱管理者が全員、法定の要件を欠くこととなった。新たな管理者が選任されるまでの扱いとして正しいものはどれか。
ア：管理者不在でも標識を外せば契約締結できる。
イ：契約締結は自由に継続でき、更新時に報告すればよい。
ウ：国内旅行契約だけなら無制限に締結できる。
エ：その営業所では、原則として旅行業務に関する契約を締結してはならない。

答え・解説

正答：エ

ア：標識の扱いで管理者選任義務を代替できない。
イ：管理者が欠けた状態で契約締結を継続することはできない。
ウ：法定の管理者不在による制限は、そのように国内契約だけを一律除外していない。
エ：法第11条の2第2項は、選任すべき管理者が欠けた状態では、新たに管理者を選任するまで旅行業務に関する契約締結を禁止する。
総合解説：法第11条の2第2項は、選任すべき管理者が欠けた状態では、新たに管理者を選任するまで旅行業務に関する契約締結を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q041

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：標準

旅行業務取扱管理者の複数営業所兼任について正しいものはどれか。

ア：原則として他の営業所の管理者を兼ねられないが、法令所定の近接営業所について限定的な例外がある。

イ：兼任はどのような場合も絶対に禁止される。

ウ：兼任の可否は旅行者の同意だけで決まる。

エ：登録業務範囲に関係なく、全国の営業所を何か所でも一人で兼任できる。

答え・解説

正答：ア

ア：法第11条の2は兼任禁止を原則としつつ、近接する複数営業所について省令要件を満たす場合の例外を設けている。

イ：現行法には近接営業所に関する例外がある。

ウ：法令の要件で決まる。

エ：兼任は原則禁止で、例外にも距離・業務範囲・取引額等の要件がある。

総合解説：法第11条の2は兼任禁止を原則としつつ、近接する複数営業所について省令要件を満たす場合の例外を設けている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q042

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：応用

複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任できる『近接』要件について、施行規則が定める距離基準はどれか。

ア：営業所間の距離の合計が10キロメートル以下（ごく近距離だけを対象とする基準）。

イ：営業所間の距離の合計が40キロメートル以下（複数営業所の近接性を合計距離で判定する基準）。

ウ：営業所間の距離の合計が100キロメートル以下（広域まで近接とみなす基準）。

エ：距離要件は一切なく、同一都道府県内ならよい。

答え・解説

正答：イ

ア：省令の基準は40km以下である。

イ：施行規則第10条の2は、営業所間の距離の合計が40km以下の場合を近接要件として定める。

ウ：省令の基準は40km以下である。

エ：同一都道府県というだけではなく距離基準がある。

総合解説：施行規則第10条の2は、営業所間の距離の合計が40km以下の場合を近接要件として定める。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q043

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：応用

近接する複数営業所で一人の旅行業務取扱管理者を選任する特例について、施行規則上、特例を利用できない場合として正しいものはどれか。

ア：管理者が総合旅行業務取扱管理者試験に合格している場合。

イ：登録業務範囲が地域限定旅行業務である場合。

ウ：登録業務範囲が地域限定旅行業務以外である場合。

エ：複数営業所の所在地が同じ市町村内にある場合。

答え・解説

正答：ウ

ア：資格の種類だけを理由に特例が一律排除される規定ではない。

イ：地域限定旅行業務であることは、特例利用の前提側に位置づけられる。

ウ：施行規則第10条の3は、近接営業所特例について、登録業務範囲が地域限定旅行業務以外の場合を適用不可とする。

エ：同一市町村であること自体が一律の不適用事由ではない。

総合解説：施行規則第10条の3は、近接営業所特例について、登録業務範囲が地域限定旅行業務以外の場合を適用不可とする。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q044

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：応用

地域限定旅行業務の近接する複数営業所について、前事業年度の旅行者との取引額の合計が1億2,000万円であった。この場合、一人の管理者を複数営業所に置く特例について正しいものはどれか。

ア：取引額合計が5億円以下なら特例を使える。

イ：取引額は各営業所単独で判定し、合計しない。

ウ：距離要件さえ満たせば取引額に関係なく特例を使える。

エ：取引額合計が1億円を超えるため、この特例の対象にならない。

答え・解説

正答：エ

ア：基準は1億円超で適用不可となる。

イ：複数営業所の取引額の合計で判定する。

ウ：取引額要件もある。

エ：施行規則第10条の3は、複数営業所の前事業年度の取引額合計が1億円を超える場合を特例対象外としている。

総合解説：施行規則第10条の3は、複数営業所の前事業年度の取引額合計が1億円を超える場合を特例対象外としている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q045

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：基礎

選任されている旅行業務取扱管理者に受講させる定期研修の周期として、現行の施行規則に照らし正しいものはどれか。

ア：5年ごと（長期周期で定期研修を受講する扱い）。

イ：毎年（年度ごとに受講する扱い）。

ウ：3年ごと（比較的短い周期で受講する扱い）。

エ：10年ごと（免許更新に近い長期周期とみなす扱い）。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法は3年以上5年以内で省令が定める期間ごとの研修を求め、施行規則第10条の6はその期間を5年と定めている。

イ：省令上は5年ごとである。

ウ：法は3年以上5年以内と委任し、現行省令は5年と定めている。

エ：現行省令は5年である。

総合解説：旅行業法は3年以上5年以内で省令が定める期間ごとの研修を求め、施行規則第10条の6はその期間を5年と定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q046

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の選任・研修 | 難易度：応用

旅行者等が選任管理者に法定の定期研修を受けさせていないと認められる場合、観光庁長官がまず行うことができる措置として正しいものはどれか。

ア：何の行政措置も規定されていない。

イ：期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告する。

ウ：直ちに必ず法人を解散させる。

エ：旅行業協会が刑事罰を直接科す。

答え・解説

正答：イ

ア：勧告、さらに一定の場合の命令の規定がある。

イ：法第11条の2第8項は、定期研修義務を遵守していないと認めるとき、観光庁長官が期限を定めて必要な措置を勧告できるとする。

ウ：まず法定の勧告制度がある。

エ：旅行業協会に刑罰を科す権限はない。

総合解説：法第11条の2第8項は、定期研修義務を遵守していないと認めるとき、観光庁長官が期限を定めて必要な措置を勧告できるとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q047

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：基礎

旅行業者が新しい周遊ツアーを造成する際、旅行業務取扱管理者が管理・監督すべき法定職務に当たるものはどれか。

ア：旅行業の登録申請について行政庁として登録の可否を決定すること

イ：旅券の発給申請を審査して旅券を発給すること

ウ：旅行に関する計画の作成

エ：旅館業の営業許可を行うこと

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行業の登録・拒否を決定するのは登録行政庁の権限であり、営業所の旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

イ：旅券の発給は旅券法に基づく行政機関の業務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：旅行業法施行規則第10条は、旅行商品の旅行計画を作成する手順や内容の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

エ：旅館業の営業許可は行政機関が行うもので、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、旅行商品の旅行計画を作成する手順や内容の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q048

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：基礎

営業所で旅行者向けの手数料表示を見直すことになった。旅行業務取扱管理者の法定職務に当たるものはどれか。

ア：旅館業の営業許可を行うこと

イ：航空運送事業の許可を行うこと

ウ：出入国審査を行って上陸を許可すること

エ：旅行業務の取扱い料金の掲示

答え・解説

正答：エ

ア：旅館業の営業許可は行政機関が行うもので、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

イ：航空運送事業の許可は行政庁の権限であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：出入国審査は出入国在留管理行政の業務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

エ：旅行業法施行規則第10条は、営業所での取扱料金の掲示が法令に沿っているかの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、営業所での取扱料金の掲示が法令に沿っているかの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q049

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：基礎

営業所内で旅行者が契約条件を確認できる環境を整備する際、旅行業務取扱管理者の法定職務に当たるものはどれか。

ア：旅行業約款の掲示・備置き

イ：出入国審査を行って上陸を許可すること

ウ：税関検査を実施して輸入の許可を判断すること

エ：旅行者に対する業務停止命令を行政処分として決定すること

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法施行規則第10条は、旅行業約款を旅行者に見やすく掲示し又は閲覧できるよう備え置くことの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

イ：出入国審査は出入国在留管理行政の業務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：税関検査は税関の行政事務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

エ：業務停止命令などの行政処分を決定するのは登録行政庁等であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、旅行業約款を旅行者に見やすく掲示し又は閲覧できるよう備え置くことの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q050

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：基礎

旅行契約を申し込む顧客への契約前対応を点検する際、旅行業務取扱管理者が管理・監督すべき事項はどれか。

ア：旅行者に対する業務停止命令を行政処分として決定すること

イ：取引条件の説明

ウ：旅行業協会を指定すること

エ：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所内で決定すること

答え・解説

正答：イ

ア：業務停止命令などの行政処分を決定するのは登録行政庁等であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

イ：旅行業法施行規則第10条は、契約締結前の取引条件説明が適正に行われることの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

ウ：旅行業協会の指定は法令上の行政権限であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

エ：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所の管理者が決定する制度ではなく、法定職務にも含まれない。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、契約締結前の取引条件説明が適正に行われることの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q051

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：標準

旅行契約の成立後に旅行者へ渡す法定書面の運用を確認する際、旅行業務取扱管理者の職務に当たるものはどれか。

ア：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所内で決定すること

イ：宿泊施設に対する建築確認処分を行うこと

ウ：契約書面の交付

エ：旅行業の登録申請について行政庁として登録の可否を決定すること

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所の管理者が決定する制度ではなく、法定職務にも含まれない。

イ：建築確認は建築基準法に基づく行政上の手続であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：旅行業法施行規則第10条は、契約締結後の法定書面交付が適正に行われることの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

エ：旅行業の登録・拒否を決定するのは登録行政庁の権限であり、営業所の旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、契約締結後の法定書面交付が適正に行われることの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q052

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：標準

新聞やウェブサイトに掲載型企画旅行を掲載する際、旅行業務取扱管理者が管理・監督すべき事項はどれか。

ア：旅行業の登録申請について行政庁として登録の可否を決定すること

イ：旅券の発給申請を審査して旅券を発給すること

ウ：旅館業の営業許可を行うこと

エ：企画旅行の広告

答え・解説

正答：エ

ア：旅行業の登録・拒否を決定するのは登録行政庁の権限であり、営業所の旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

イ：旅券の発給は旅券法に基づく行政機関の業務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：旅館業の営業許可は行政機関が行うもので、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

エ：旅行業法施行規則第10条は、企画旅行の広告表示が法令に適合することの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、企画旅行の広告表示が法令に適合することの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q053

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：標準

企画旅行中に予定した運送サービスが提供できなくなった場合の対応体制について、旅行業務取扱管理者が管理・監督すべき事項はどれか。

ア：企画旅行の円滑な実施のための措置

イ：旅館業の営業許可を行うこと

ウ：航空運送事業の許可を行うこと

エ：出入国審査を行って上陸を許可すること

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法施行規則第10条は、運送等サービスの確実な提供や必要な代替手配等の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

イ：旅館業の営業許可は行政機関が行うもので、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：航空運送事業の許可は行政庁の権限であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

エ：出入国審査は出入国在留管理行政の業務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、運送等サービスの確実な提供や必要な代替手配等の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q054

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：標準

旅行者から契約内容や旅行中の対応について申出があった。旅行業務取扱管理者の法定職務に当たるものはどれか。

ア：出入国審査を行って上陸を許可すること

イ：旅行に関する苦情の処理

ウ：税関検査を実施して輸入の許可を判断すること

エ：旅行業者に対する業務停止命令を行政処分として決定すること

答え・解説

正答：イ

ア：出入国審査は出入国在留管理行政の業務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

イ：旅行業法施行規則第10条は、旅行者等から寄せられた旅行に関する苦情の処理の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

ウ：税関検査は税関の行政事務であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

エ：業務停止命令などの行政処分を決定するのは登録行政庁等であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、旅行者等から寄せられた旅行に関する苦情の処理の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q055

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：応用

旅行契約の後日確認に備えて営業所の保存体制を点検する場合、旅行業務取扱管理者の法定職務に当たるものはどれか。

- ア：旅行者に対する業務停止命令を行政処分として決定すること
- イ：旅行業協会を指定すること
- ウ：契約内容に係る重要事項の記録・関係書類の保管
- エ：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所内で決定すること

答え・解説

正答：ウ

ア：業務停止命令などの行政処分を決定するのは登録行政庁等であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

イ：旅行業協会の指定は法令上の行政権限であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：旅行業法施行規則第10条は、契約締結日・相手方その他重要事項を明確に記録し又は関係書類を保管することの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

エ：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所の管理者が決定する制度ではなく、法定職務にも含まれない。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、契約締結日・相手方その他重要事項を明確に記録し又は関係書類を保管することの管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q056

1-2 管理者・営業所 > 旅行業務取扱管理者の職務 | 難易度：応用

施行規則第10条が定める旅行業務取扱管理者の職務の範囲について、正しいものはどれか。

- ア：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所内で決定すること
- イ：宿泊施設に対する建築確認処分を行うこと
- ウ：旅行業の登録申請について行政庁として登録の可否を決定すること
- エ：取引の公正・旅行の安全・旅行者の利便確保に必要な事項

答え・解説

正答：エ

ア：旅行業務取扱管理者試験の可否を営業所の管理者が決定する制度ではなく、法定職務にも含まれない。

イ：建築確認は建築基準法に基づく行政上の手続であり、旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

ウ：旅行業の登録・拒否を決定するのは登録行政庁の権限であり、営業所の旅行業務取扱管理者の法定職務ではない。

エ：旅行業法施行規則第10条は、法令列举事項以外にも、観光庁長官が定める必要事項の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

総合解説：旅行業法施行規則第10条は、法令列举事項以外にも、観光庁長官が定める必要事項の管理・監督を旅行業務取扱管理者の職務として定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q057

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：基礎

旅行業者が事業を開始する前に定め、営業所で旅行者に見やすいよう掲示しなければならないものとして正しいものはどれか。

ア：旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く）。

イ：すべての企画旅行の原価明細。

ウ：従業員一人ひとりの給与額。

エ：旅行業者の法人税額。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第12条は、企画旅行に係るものを除く旅行業務の取扱料金を事業開始前に定め、営業所で見やすく掲示することを求める。

イ：取扱料金揭示義務の対象は、企画旅行に係るものを除く取扱料金であり、原価明細ではない。

ウ：給与額は旅行業法上の取扱料金揭示事項ではない。

エ：法人税額は取扱料金揭示事項ではない。

総合解説：旅行業法第12条は、企画旅行に係るものを除く旅行業務の取扱料金を事業開始前に定め、営業所で見やすく掲示することを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q058

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：標準

旅行業務の取扱いの料金について、法令上求められる性質として最も適切なものはどれか。

ア：企画旅行代金と必ず同額にすること。

イ：旅行者にとって明確な基準により定められていること。

ウ：旅行者ごとに理由を示さず自由に変え、基準を設けないこと。

エ：行政庁が全旅行業者について同一額を直接決定すること。

答え・解説

正答：イ

ア：企画旅行に係るものは取扱料金規定から除かれており、同額義務もない。

イ：旅行業法第12条第2項および施行規則の制定基準により、取扱料金は契約の種類・内容等に応じ、旅行者にとって明確な基準で定める必要がある。

ウ：料金には旅行者にとって明確な制定基準が必要である。

エ：法は旅行業者が省令の基準に従って料金を定める仕組みである。

総合解説：旅行業法第12条第2項および施行規則の制定基準により、取扱料金は契約の種類・内容等に応じ、旅行者にとって明確な基準で定める必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q059

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：標準
旅行者代理業者の営業所における取扱料金の掲示として正しいものはどれか。
ア：取扱料金は一切掲示しなくてよい。
イ：所属旅行業者の営業保証金額だけを掲示すればよい。
ウ：所属旅行業者が定めた取扱料金を旅行者に見やすいよう掲示する。
エ：代理業者が所属旅行業者と無関係に独自の取扱料金を設定して掲示する。

答え・解説

正答：ウ

ア：代理業者にも掲示義務がある。
イ：取扱料金掲示の代わりにはならない。
ウ：法第12条第3項は、旅行業者代理業者に所属旅行業者が定めた料金の掲示を求めている。
エ：代理業者は所属旅行業者が定めた料金を掲示する。
総合解説：法第12条第3項は、旅行業者代理業者に所属旅行業者が定めた料金の掲示を求めている。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q060

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：基礎
旅行者が旅行業務取扱管理者に対し、所定の証明書の提示を求めた。管理者の対応として正しいものはどれか。
ア：提示するかどうかは管理者の自由である。
イ：旅行契約成立後でなければ提示できない。
ウ：口頭で氏名を告げれば証明書の提示は不要である。
エ：所定の様式による証明書を提示しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行者から請求があれば提示義務がある。
イ：契約成立後に限定する規定ではない。
ウ：請求があった場合は所定の証明書を提示する必要がある。
エ：法第12条の5の2は、旅行者から請求があったとき、管理者に所定の証明書提示を義務付けている。
総合解説：法第12条の5の2は、旅行者から請求があったとき、管理者に所定の証明書提示を義務付けている。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q061

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：標準
旅行業法上の外務員に該当する者として最も適切なものはどれか。

ア：旅行者等の役員又は使用人のうち、営業所以外の場所でその旅行者等のために旅行業務について取引を行う者。

イ：旅行者本人。

ウ：営業所内で経理だけを担当し、旅行者と取引しない者。

エ：旅行者とは無関係のホテル従業員。

答え・解説

正答：ア

ア：名称が勧誘員・販売員等であるかを問わず、営業所以外で旅行業務の取引を行う役員・使用人が外務員に該当する。

イ：旅行者は旅行者等の外務員ではない。

ウ：営業所以外で旅行業務の取引を行う者という外務員の定義に当たらない。

エ：旅行者等の役員・使用人でない者を当然に外務員とする規定ではない。

総合解説：名称が勧誘員・販売員等であるかを問わず、営業所以外で旅行業務の取引を行う役員・使用人が外務員に該当する。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q062

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：標準

外務員が営業所以外の場所で旅行契約の勧誘・取引を行う場合、証明書について正しいものはどれか。

ア：旅行者が請求したときだけ初めて携帯すればよい。

イ：旅行者等は外務員に証明書を携帯させ、外務員は業務を行うときこれを提示しなければならない。

ウ：名刺を持っていれば法定証明書は不要である。

エ：証明書は営業所に保管しておけばよく、外務員は携帯不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：業務に従事するため携帯が前提で、業務時には提示義務がある。

イ：法第12条の6は、外務員に所定証明書を携帯させることを旅行者等に求め、外務員自身にも業務時の提示義務を課している。

ウ：名刺は法定証明書の代替にならない。

エ：外務員に携帯させなければ業務に従事させられない。

総合解説：法第12条の6は、外務員に所定証明書を携帯させることを旅行者等に求め、外務員自身にも業務時の提示義務を課している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q063

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：標準

旅行業者等の外務員が、その業者のために旅行者と取引する場合の権限について正しいものはどれか。

ア：外務員には法令上、どのような代理権も認められない。

イ：外務員は裁判で会社を代表する訴訟代理権まで当然に有する。

ウ：旅行者が悪意である場合等を除き、その旅行業者等に代わって旅行取引に関する一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。

エ：外務員の権限は名刺に記載された事項だけに必ず限定される。

答え・解説

正答：ウ

ア：法は一定の範囲で包括的な裁判外行為の権限を有するものとみなす。

イ：規定は旅行取引に関する裁判外の行為についての権限である。

ウ：旅行業法は旅行者保護の観点から、外務員について旅行取引に関する裁判外の行為を行う包括的権限を有するものとみなす規定を置く。

エ：法定のみなし規定があり、単に名刺記載だけで決まるものではない。

総合解説：旅行業法は旅行者保護の観点から、外務員について旅行取引に関する裁判外の行為を行う包括的権限を有するものとみなす規定を置く。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q064

1-2 管理者・営業所 > 取扱料金・証明書・外務員・標識 | 難易度：基礎

旅行業者等の営業所における標識の扱いとして正しいものはどれか。

ア：登録を受けていない者でも同じ標識を自由に掲示できる。

イ：標識は事務所の金庫内に保管すれば足りる。

ウ：ウェブサイトだけに表示すれば営業所での掲示は不要である。

エ：所定の様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行業者等でない者による同一又は類似標識の掲示は規制される。

イ：公衆に見やすいよう掲示する必要がある。

ウ：営業所での掲示義務がある。

エ：旅行業法第12条の9は、旅行業者等に営業所で所定様式の標識を公衆に見やすく掲示することを求める。

総合解説：旅行業法第12条の9は、旅行業者等に営業所で所定様式の標識を公衆に見やすく掲示することを求める。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q065

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：基礎

旅行業者が旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約の旅行業約款について、原則として正しいものはどれか。

ア：旅行業者が定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。

イ：旅行業協会が全旅行業者の約款を個別に認可する。

ウ：都道府県知事が第一種旅行業者の約款だけを認可する。

エ：旅行者ごとに口頭で定めれば認可は一切不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第12条の2第1項は、旅行業者が旅行業約款を定め、原則として観光庁長官の認可を受けることを求めている。

イ：法上の認可権者は観光庁長官である。

ウ：旅行業約款の認可について法は観光庁長官を定める。

エ：旅行業約款には原則として認可が必要である。

総合解説：旅行業法第12条の2第1項は、旅行業者が旅行業約款を定め、原則として観光庁長官の認可を受けることを求めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q066

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：標準

認可済みの旅行業約款を旅行業者が変更しようとする場合の原則として正しいものはどれか。

ア：どのような変更でも旅行業者の社内決裁だけでよい。

イ：国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更を除き、変更についても認可が必要である。

ウ：一度認可を受ければ約款を二度と変更できない。

エ：旅行料金に関係しない変更はすべて自動的に軽微な変更となる。

答え・解説

正答：イ

ア：原則として変更にも認可が必要である。

イ：法第12条の2第1項は、旅行業約款の変更にも原則認可を要求し、共同府省令で定める軽微な変更を例外としている。

ウ：変更は可能であり、原則として変更認可を受ける。

エ：軽微な変更の範囲は法令で定められ、料金関係以外がすべて該当するわけではない。

総合解説：法第12条の2第1項は、旅行業約款の変更にも原則認可を要求し、共同府省令で定める軽微な変更を例外としている。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q067

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：標準
旅行業約款の認可基準に含まれるものとして正しいものはどれか。

ア：旅行者の解除権を一切認めないこと。

イ：旅行者の利益だけを最大化することであること。

ウ：旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

エ：旅行料金を全国一律にする内容であること。

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行者の正当な利益を害し得る内容は認可基準と整合しない。

イ：旅行者の正当な利益の保護が認可基準に含まれる。

ウ：法第12条の2第2項は、旅行者の正当な利益を害するおそれがないこと等を認可基準としている。

エ：全国一律料金は認可基準ではない。

総合解説：法第12条の2第2項は、旅行者の正当な利益を害するおそれがないこと等を認可基準としている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q068

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：基礎
旅行者等が営業所で旅行業約款を取り扱う方法として正しいものはどれか。

ア：旅行者から契約解除の申出があったときだけ見せればよい。

イ：本社の一営業所だけに置けば全国の営業所で足りる。

ウ：社内規程として非公開にしておけばよい。

エ：旅行者に見やすいよう掲示し、又は旅行者が閲覧できるよう備え置かなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：常時、法定の方法で旅行者が確認できる状態にする必要がある。

イ：営業所における掲示・備置きが必要である。

ウ：旅行者が確認できるようにする義務がある。

エ：法第12条の2第3項は、営業所での掲示または閲覧できる状態での備置きを求める。

総合解説：法第12条の2第3項は、営業所での掲示または閲覧できる状態での備置きを求める。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q069

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：標準

観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した標準旅行業約款と同一の旅行業約款を旅行業者が定めた場合の扱いとして正しいものはどれか。

ア：その旅行業約款について認可を受けたものとみなされる。

イ：標準旅行業約款を採用しても必ず個別認可が必要で、みなし規定はない。

ウ：標準旅行業約款を採用すると旅行業の登録が不要になる。

エ：標準旅行業約款は旅行者だけが使用でき、旅行業者は使用できない。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第12条の3は、公示された標準旅行業約款と同一の約款を定めた旅行業者について、法第12条の2第1項の認可を受けたものとみなす制度を設けている。

イ：法に認可のみなし規定がある。

ウ：約款認可のみなしと旅行業登録は別制度である。

エ：旅行業者が採用するために公示される標準約款である。

総合解説：旅行業法第12条の3は、公示された標準旅行業約款と同一の約款を定めた旅行業者について、法第12条の2第1項の認可を受けたものとみなす制度を設けている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q070

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：標準

旅行業法第14条の2の「受託契約」が対象とする企画旅行として正しいものはどれか。

ア：旅行相談契約のみ。

イ：他の旅行業者が参加する旅行者を募集して実施する企画旅行。

ウ：旅行者から個別依頼を受けて作成する全ての受注型企画旅行だけ。

エ：旅行業とは無関係な不動産売買契約。

答え・解説

正答：イ

ア：相談契約だけを対象とする制度ではない。

イ：法第14条の2第1項は、他の旅行業者が実施する募集型の企画旅行について、その旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する受託契約を定める。

ウ：第14条の2の受託契約は、参加者募集により実施する企画旅行を対象とする。

エ：受託契約は企画旅行契約の代理締結に関する制度である。

総合解説：法第14条の2第1項は、他の旅行業者が実施する募集型の企画旅行について、その旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する受託契約を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q071

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：標準

旅行者Aが旅行者Bと適法な受託契約を締結し、Bが実施する募集型企画旅行についてBを代理して企画旅行契約を締結する場合のAの扱いとして正しいものはどれか。

ア：Aは受託契約を締結してもBを代理できない。

イ：Aは旅行者からの相談だけができ、企画旅行契約は締結できない。

ウ：Aはその受託契約に基づく代理締結のために別途旅行者代理業の登録を受けなくてもよい。

エ：Aは必ず旅行者代理業の登録を追加取得しなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法は受託契約に基づく代理締結を認めている。

イ：受託契約制度は企画旅行契約の代理締結を可能にする。

ウ：法第14条の2第1項は、旅行者が受託契約を締結した場合、旅行者代理業の登録を受けなくても委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結できる特例を定める。

エ：適法な受託契約に基づく場合は代理業登録不要の特例がある。

総合解説：法第14条の2第1項は、旅行者が受託契約を締結した場合、旅行者代理業の登録を受けなくても委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結できる特例を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q072

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：応用

受託旅行者Aを所属旅行者とする旅行者代理業者Cが、委託旅行者Bの募集型企画旅行を販売する場合、法令上適切な条件はどれか。

ア：Cが任意にBの商品を選べば、受託契約に記載がなくても販売できる。

イ：Cが旅行者から口頭同意を得れば、Bとの関係を問わず販売できる。

ウ：Cが国内旅行業務取扱管理者を置いていれば、どの旅行者の商品でも自由に販売できる。

エ：受託契約において、CがBを代理して企画旅行契約を締結できる旅行者代理業者として定められていること。

答え・解説

正答：エ

ア：受託契約で対象となる旅行者代理業者が定められている必要がある。

イ：旅行者の同意だけで法定の受託関係を作ることはいできない。

ウ：管理者選任と所属・受託関係の制限は別の問題である。

エ：法第14条の2第2項は、受託契約で定められた旅行者代理業者を受託旅行者代理業者として、委託旅行者を代理できるようにしている。

総合解説：法第14条の2第2項は、受託契約で定められた旅行者代理業者を受託旅行者代理業者として、委託旅行者を代理できるようにしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q073

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：応用

委託旅行者と受託旅行者が受託契約を締結する際、法第14条の2第3項により契約で定めておくべき事項として正しいものはどれか。

ア：委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結できる受託旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所。

イ：委託旅行者の法人税申告内容。

ウ：受託旅行者の全従業員の給与額。

エ：旅行者全員の将来の住所。

答え・解説

正答：ア

ア：法第14条の2第3項は、代理して企画旅行契約を締結できる営業所を受託契約で定めることを要求する。

イ：税務申告内容はこの受託契約の法定指定事項ではない。

ウ：給与額は受託契約の法定指定事項ではない。

エ：旅行者全員の将来住所を受託契約で定める規定ではない。

総合解説：法第14条の2第3項は、代理して企画旅行契約を締結できる営業所を受託契約で定めることを要求する。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q074

1-3 取引・契約ルール > 旅行業約款・受託契約 | 難易度：標準

旅行者代理業者が旅行者と旅行業務に関して取引をしようとする場合、相手方への表示として正しいものはどれか。

ア：所属旅行者を秘匿し、代理業者名だけを示せばよい。

イ：所属旅行者の氏名又は名称と、自らが旅行者代理業者である旨を明示しなければならない。

ウ：旅行者から質問されたときだけ所属旅行者を明示すればよい。

エ：自らを独立した旅行者であると表示すればよい。

答え・解説

正答：イ

ア：所属旅行者の明示が必要である。

イ：法第14条の3第2項は、旅行者代理業者に所属旅行者の氏名・名称と代理業者である旨の明示を義務付けている。

ウ：取引をしようとするときに明示義務がある。

エ：代理業者である旨と所属旅行者を明示する必要があり、誤認表示も禁止される。

総合解説：法第14条の3第2項は、旅行者代理業者に所属旅行者の氏名・名称と代理業者である旨の明示を義務付けている。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q075

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：基礎

旅行業者等が旅行者と旅行業務に関する契約を締結しようとするとき、取引条件の説明を行う時期として正しいものはどれか。

- ア：契約終了後だけ。
- イ：旅行終了後30日以内。
- ウ：契約を締結する前。
- エ：苦情が出た場合に限り説明する。

答え・解説

正答：ウ

ア：取引条件説明は契約締結前に必要である。

イ：旅行終了後の事後説明では足りない。

ウ：旅行業法第12条の4は、契約を締結しようとするときに、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認したうえで取引条件を説明することを求める。

エ：苦情の有無にかかわらず契約締結前の説明義務がある。

総合解説：旅行業法第12条の4は、契約を締結しようとするときに、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認したうえで取引条件を説明することを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q076

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：標準

取引条件を説明するにあたり、旅行業者等がまず行うべきこととして法の趣旨に合うものはどれか。

- ア：旅行者の年収だけを確認し、旅行内容は確認しない。
- イ：旅行者の希望を確認せず、常に同一内容だけを説明する。
- ウ：契約締結後まで旅行内容を確認しない。
- エ：旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：法が求めるのは依頼しようとする旅行業務の内容の確認である。

イ：依頼内容を確認したうえで説明する必要がある。

ウ：確認と説明は契約締結前に行う。

エ：法第12条の4第1項は、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認したうえで取引条件を説明することを定める。

総合解説：法第12条の4第1項は、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認したうえで取引条件を説明することを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q077

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：基礎
取引条件の説明をする際の書面交付について、原則として正しいものはどれか。
ア：国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面を旅行者に交付する。
イ：旅行者が希望した場合だけ書面を交付する。
ウ：書面は旅行終了後にだけ交付する。
エ：口頭説明だけで常に足り、書面制度はない。

答え・解説

正答：ア

ア：法第12条の4第2項は、取引条件説明の際、原則として法定事項を記載した書面を交付することを求める。
イ：旅行者の任意だけで決まる制度ではない。
ウ：説明書面は契約締結前の説明時に関係する。
エ：原則として説明書面の交付が必要である。
総合解説：法第12条の4第2項は、取引条件説明の際、原則として法定事項を記載した書面を交付することを求める。 条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q078

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：標準
旅行者等が対価と引換えに、旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を旅行者に交付する場合、取引条件説明時の書面について正しいものはどれか。
ア：その場合でも必ず同じ内容の紙を二重に交付しなければならない。
イ：法令で定める場合として、別途の説明書面交付を要しない。
ウ：旅行者は取引条件自体を説明しなくてもよい。
エ：旅行者の氏名を確認すれば全ての説明義務が消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：法令上、説明書面交付を要しない例外として扱われる。
イ：契約等に関する規則第4条は、対価と引換えにサービスを受ける権利を表示した書面を交付する場合を、法第12条の4第2項の書面交付を要しない場合としている。
ウ：書面交付の例外と、取引条件説明義務そのものは区別する必要がある。
エ：氏名確認だけで説明義務が消滅する規定ではない。
総合解説：契約等に関する規則第4条は、対価と引換えにサービスを受ける権利を表示した書面を交付する場合を、法第12条の4第2項の書面交付を要しない場合としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q079

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：標準

企画旅行契約を締結しようとする場合の取引条件説明事項に含まれるものとして正しいものはどれか。

ア：旅行業者の株主総会議事録の全文。

イ：旅行業者の全従業員の個人資産。

ウ：旅行の目的地、出発日・日程、旅行者が受ける運送・宿泊等のサービス内容。

エ：宿泊施設の所有会社の法人税額。

答え・解説

正答：ウ

ア：取引条件説明事項ではない。

イ：取引条件説明事項ではない。

ウ：契約等に関する規則第3条は、企画旅行について目的地、日程、運送・宿泊等のサービス内容などを説明事項として定める。

エ：旅行契約の取引条件説明事項ではない。

総合解説：契約等に関する規則第3条は、企画旅行について目的地、日程、運送・宿泊等のサービス内容などを説明事項として定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q080

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：基礎

企画旅行の申込みを受けた際、旅行代金とその支払方法についての説明として正しいものはどれか。

ア：旅行代金は旅行終了後に旅行業者が自由に決めるため説明不要である。

イ：旅行代金の説明は運送事業者だけの義務で、旅行業者には関係しない。

ウ：契約後まで一切説明してはならない。

エ：取引条件として旅行者に説明すべき事項に含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行者が負担する代金等は重要な契約条件である。

イ：旅行業者等の取引条件説明事項に含まれる。

ウ：契約締結前の取引条件として説明される。

エ：旅行代金や支払方法は、企画旅行契約を締結しようとする際の重要な取引条件説明事項である。

総合解説：旅行代金や支払方法は、企画旅行契約を締結しようとする際の重要な取引条件説明事項である。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q081

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：標準

募集型企画旅行について最少催行人員を定めている場合、その情報の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：取引条件の説明事項として旅行者に示す必要がある。
- イ：社内秘密なので旅行者には契約後も知らせない。
- ウ：旅行終了後にだけ公表すればよい。
- エ：行政庁にだけ報告し、旅行者への説明は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：企画旅行で最少催行人員を定める場合は、その人数等が取引条件説明の対象となる。

イ：催行の可否に関わる重要条件であり説明対象となる。

ウ：契約締結前に知るべき取引条件である。

エ：旅行者への取引条件説明事項である。

総合解説：企画旅行で最少催行人員を定める場合は、その人数等が取引条件説明の対象となる。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q082

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：応用

企画旅行の目的地を勘案し、旅行者が取得することが望ましい安全・衛生情報がある場合の説明として正しいものはどれか。

- ア：海外旅行では必ず説明不要となる。
- イ：その旨及び当該情報を取引条件として説明する事項に含める。
- ウ：安全・衛生情報は旅行業務と無関係なので説明してはならない。
- エ：旅行者が未成年の場合だけ説明する。

答え・解説

正答：イ

ア：目的地等に応じて必要な情報を説明する趣旨である。

イ：契約等に関する規則は、目的地を勘案して取得が望ましい安全・衛生情報がある場合、その旨と情報を説明事項に含める。

ウ：必要な場合は明示的に説明事項に含まれる。

エ：年齢だけで一律に限定される規定ではない。

総合解説：契約等に関する規則は、目的地を勘案して取得が望ましい安全・衛生情報がある場合、その旨と情報を説明事項に含める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q083

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：標準
企画旅行契約の取引条件説明書面に記載する事項として正しいものはどれか。

- ア：管理者の給与・賞与額。
イ：管理者が過去に旅行した国の全履歴。
ウ：当該旅行業務取扱管理者の氏名と、旅行者の依頼があれば当該管理者が最終的には説明を行う旨。
エ：管理者の自宅住所と家族構成。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法定記載事項ではない。
イ：法定記載事項ではない。
ウ：契約等に関する規則第5条は、説明書面に管理者氏名と、旅行者の依頼があれば管理者が最終的に説明を行う旨を記載することとしている。
エ：法定記載事項ではない。
総合解説：契約等に関する規則第5条は、説明書面に管理者氏名と、旅行者の依頼があれば管理者が最終的に説明を行う旨を記載することとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q084

1-3 取引・契約ルール > 取引条件説明・説明書面 | 難易度：応用
外務員が営業所以外で企画旅行の取引条件説明書面を交付する場合、営業所に関する記載と合わせて必要となる事項として正しいものはどれか。

- ア：外務員の家族全員の氏名。
イ：外務員個人の銀行口座残高。
ウ：外務員が保有する自動車の登録番号。
エ：当該外務員の氏名と、その所属する営業所の名称及び所在地。

答え・解説

正答：エ

- ア：法定記載事項ではない。
イ：法定記載事項ではない。
ウ：法定記載事項ではない。
エ：契約等に関する規則は、外務員が説明書面を交付する場合、外務員氏名と所属営業所の名称・所在地を記載することとしている。
総合解説：契約等に関する規則は、外務員が説明書面を交付する場合、外務員氏名と所属営業所の名称・所在地を記載することとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q085

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：基礎

旅行業者等が旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他の旅行業務に関する契約を締結した場合、契約書面の交付時期として原則正しいものはどれか。

- ア：契約締結後、遅滞なく交付する。
- イ：苦情が発生した場合だけ交付する。
- ウ：旅行終了後1年以内であればよい。
- エ：契約締結前にしか交付できない。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第12条の5第1項は、法令で定める例外を除き、契約締結後遅滞なく旅行者に契約書面等を交付することを求める。

イ：苦情の有無にかかわらず原則交付義務がある。

ウ：契約締結後、遅滞なく交付する必要がある。

エ：説明書面と異なり、契約書面は契約締結後の交付が原則である。

総合解説：旅行業法第12条の5第1項は、法令で定める例外を除き、契約締結後遅滞なく旅行者に契約書面等を交付することを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q086

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：標準

旅行業法上、契約締結後に交付する書面に記載すべき基本事項に含まれるものとして正しいものはどれか。

- ア：担当者の私的な旅行履歴。
- イ：提供すべき旅行サービスの内容、旅行者が支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名など。
- ウ：旅行業者の全従業員の給与明細。
- エ：旅行業者の全株主の住所と資産額。

答え・解説

正答：イ

ア：契約条件とは無関係で、法定記載事項ではない。

イ：法第12条の5第1項は、旅行サービスの内容、旅行者が支払うべき対価、管理者氏名、通訳案内士同行の有無などを契約書面等の事項として掲げる。

ウ：契約書面の法定記載事項ではない。

エ：契約書面の法定記載事項ではない。

総合解説：法第12条の5第1項は、旅行サービスの内容、旅行者が支払うべき対価、管理者氏名、通訳案内士同行の有無などを契約書面等の事項として掲げる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q087

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：標準

旅行に関する相談に応ずる行為のみを内容とする契約を締結した場合、法第12条の5の契約書面について正しいものはどれか。

- ア：相談契約では必ず航空券を契約書面として交付しなければならない。
- イ：相談契約は旅行業法上そもそも旅行業務ではない。
- ウ：共同府省令で定める契約書面の交付を要しない場合に該当する。
- エ：相談契約では旅行者の登録そのものが自動的に失効する。

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行相談のみの契約は規則上の交付不要例外である。

イ：旅行相談は法第2条第1項第9号の旅行業務に含まれる。

ウ：契約等に関する規則第8条は、法第2条第1項第9号の旅行相談に係る旅行業務について契約を締結した場合を契約書面交付不要の例外としている。

エ：契約書面の例外と登録の効力は無関係である。

総合解説：契約等に関する規則第8条は、法第2条第1項第9号の旅行相談に係る旅行業務について契約を締結した場合を契約書面交付不要の例外としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q088

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：基礎

取引条件説明書面の交付に代えて電磁的方法で法定事項を提供する場合の基本要件として正しいものはどれか。

- ア：電磁的方法は旅行業法上いかなる場合も認められない。
- イ：旅行者が便利だと判断すれば旅行者の承諾は不要である。
- ウ：旅行者が未回答でも承諾したものとみなされる。
- エ：あらかじめ旅行者の承諾を得る。

答え・解説

正答：エ

ア：所定要件を満たせば書面交付に代えることができる。

イ：旅行者の事前承諾が必要である。

ウ：法令は承諾を得ることを求めている。

エ：旅行業法第12条の4第3項と施行令第1条は、電磁的方法を利用する前に、方法の種類・内容を示し、書面または電磁的方法で旅行者の承諾を得ることを求める。

総合解説：旅行業法第12条の4第3項と施行令第1条は、電磁的方法を利用する前に、方法の種類・内容を示し、書面または電磁的方法で旅行者の承諾を得ることを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q089

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：標準

旅行業者等が旅行者から電磁的方法による提供の承諾を得ようとするとき、事前に示すべきものとして正しいものはどれか。

ア：使用する電磁的方法の種類及び内容。
イ：旅行者とは無関係な他社の電子契約履歴。
ウ：管理者の個人用メールアドレス。
エ：旅行業者の全社システムのソースコード。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法施行令第1条第1項は、あらかじめ旅行者に用いる電磁的方法の種類・内容を示して承諾を得よう定める。
イ：事前提示事項ではない。
ウ：事前提示事項ではなく、提示すべきものでもない。
エ：法が求めるのは利用する電磁的方法の種類・内容であり、ソースコード全文ではない。
総合解説：旅行業法施行令第1条第1項は、あらかじめ旅行者に用いる電磁的方法の種類・内容を示して承諾を得よう定める。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q090

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：標準

いったん電子交付に承諾した旅行者が、その後、書面又は電磁的方法で『今後は電磁的方法による提供を受けない』と申し出た。旅行業者等の対応として正しいものはどれか。

ア：最初の承諾は永久に有効なので申出を無視できる。
イ：その後は、旅行者が再び承諾するまで当該電磁的方法で提供してはならない。
ウ：旅行業者が一方向的に再承諾したものと扱える。
エ：申出があると旅行契約自体が当然に無効になる。

答え・解説

正答：イ

ア：受領しない旨の申出には法的効果がある。
イ：施行令第1条第2項は、受領しない旨の申出があった後は、旅行者が再承諾するまで電磁的方法による提供を禁止する。
ウ：旅行者の再承諾が必要である。
エ：申出は電磁的方法による提供に関するもので、契約自体の当然無効を意味しない。
総合解説：施行令第1条第2項は、受領しない旨の申出があった後は、旅行者が再承諾するまで電磁的方法による提供を禁止する。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q091

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：標準

契約締結後の契約書面について、旅行業法上の電磁的方法の利用として正しいものはどれか。

ア：電子化できるのは旅行業者の社内控えだけで、旅行者への提供には利用できない。

イ：契約書面は必ず紙に限られ、電子化は一切認められない。

ウ：旅行者の承諾を得るなど法令所定の要件を満たせば、書面交付に代えて電磁的方法による措置を講ずることができる。

エ：旅行者の承諾がなくてもSMSを送れば必ず書面交付とみなされる。

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行者への提供についても法定の電子的方法が認められている。

イ：法令所定の要件を満たす電子的方法が認められている。

ウ：法第12条の5第2項は、所定の承諾・方法により、契約書面の交付に代わる電磁的措置を認めている。

エ：承諾等の法定要件を満たす必要がある。

総合解説：法第12条の5第2項は、所定の承諾・方法により、契約書面の交付に代わる電磁的措置を認めている。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q092

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：標準

取引条件説明書面に記載すべき事項を、旅行者の承諾を得て法令所定の電磁的方法で適法に提供した場合、その法的効果として正しいものはどれか。

ア：旅行契約そのものが自動的に電子契約へ変更されるだけで、書面交付には影響しない。

イ：旅行業者の登録が第一種に変更される。

ウ：電子提供をしても書面交付義務違反が必ず成立する。

エ：旅行業者等は当該書面を交付したものとみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：規定は書面交付に代わる電子提供の効果を定める。

イ：電子提供と登録業務範囲は無関係である。

ウ：適法な電子提供にはみなし交付の効果がある。

エ：法第12条の4第3項は、所定の電子提供を行った場合に書面を交付したものとみなす。

総合解説：法第12条の4第3項は、所定の電子提供を行った場合に書面を交付したものとみなす。条文上の主体・時期・例外を区別して覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q093

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：応用

法令所定の電磁的方法の例として最も適切なものはどれか。

ア：旅行者等のコンピュータから通信回線を通じて法定事項を旅行者のコンピュータへ送信し、旅行者側のファイルに記録する方法。

イ：口頭で『ウェブにあります』とだけ告げ、旅行者が記録できない方法。

ウ：旅行者に内容を知らせず社内サーバーにだけ保存する方法。

エ：旅行者の承諾なく広告用SNSへ公開する方法。

答え・解説

正答：ア

ア：契約等に関する規則第6条は、送信して旅行者側ファイルに記録する方法や、閲覧に供して旅行者側ファイルに記録する方法などを定めている。

イ：法令が定める電子的方法の技術要件を満たす必要がある。

ウ：旅行者への提供になっていない。

エ：個別の法定事項提供と事前承諾の要件を満たさない。

総合解説：契約等に関する規則第6条は、送信して旅行者側ファイルに記録する方法や、閲覧に供して旅行者側ファイルに記録する方法などを定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q094

1-3 取引・契約ルール > 契約書面・電磁的方法 | 難易度：応用

取引条件説明書面と契約書面の関係について、最も適切な説明はどれか。

ア：説明書面と契約書面は法令上まったく区別されていない。

イ：説明書面は原則として契約締結前の取引条件説明時に関係し、契約書面は原則として契約締結後に遅滞なく交付する。

ウ：両書面は必ず旅行終了後に同時交付する。

エ：契約書面を先に交付しなければ取引条件を説明できない。

答え・解説

正答：イ

ア：別条でそれぞれの時期・内容が規定されている。

イ：旅行業法第12条の4は契約締結前の取引条件説明と説明書面、第12条の5は契約締結後の契約書面を規律しており、時系列と役割を区別する必要がある。

ウ：説明書面は契約前、契約書面は契約後が原則である。

エ：原則の順序が逆である。

総合解説：旅行業法第12条の4は契約締結前の取引条件説明と説明書面、第12条の5は契約締結後の契約書面を規律しており、時系列と役割を区別する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q095

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：基礎

旅行業者が企画旅行を実施する場合に講ずべき旅程管理措置の趣旨として、最も適切なものはどれか。

ア：運送等サービスの確実な提供や、計画変更時の代替サービスの手配などにより企画旅行の円滑な実施を確保すること。

イ：旅行者の自己責任を徹底し、旅行業者の現地対応を不要にすること。

ウ：旅行代金を旅行開始後に一律精算すること。

エ：企画旅行の広告内容を旅行開始後に変更できないようにすること。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第12条の10は、運送等サービスの確実な提供、変更時の代替サービスの手配その他の円滑な実施を確保する措置を求めている。

イ：旅程管理措置は旅行業者の現地対応を免除する制度ではない。

ウ：旅行代金の精算方法を一律に定める制度ではない。

エ：広告内容の固定を目的とする規定ではない。

総合解説：旅行業法第12条の10は、運送等サービスの確実な提供、変更時の代替サービスの手配その他の円滑な実施を確保する措置を求めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q096

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：標準

募集型企画旅行の出発前、旅行業者が旅程管理のために行う措置として、旅行業法施行規則上明示されているものはどれか。

ア：旅行者全員から旅程変更の包括的な同意書を取得すること。

イ：計画に定めるサービスを確実に提供できるよう、必要な予約その他の措置を行うこと。

ウ：すべての旅行について添乗員を必ず同行させること。

エ：旅行者に現地通貨を一定額購入させること。

答え・解説

正答：イ

ア：包括的同意書の取得は法定の旅程管理措置として列挙されていない。

イ：施行規則第32条第1号は、旅行開始前に必要な予約その他の措置を旅程管理措置として定める。

ウ：すべての企画旅行に添乗員同行を義務付ける規定ではない。

エ：現地通貨の購入は旅程管理措置ではない。

総合解説：施行規則第32条第1号は、旅行開始前に必要な予約その他の措置を旅程管理措置として定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q097

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：標準

旅行地において、計画に定めたサービスの提供を受けるために必要な手続を旅行業者が行うことについて、正しいものはどれか。

ア：本邦内・本邦外を問わず、必ず旅行者自身に行わせなければならない。

イ：旅行開始後の手続は旅程管理措置には含まれない。

ウ：原則として旅程管理措置に含まれるが、一定の本邦内旅行では、契約前の説明と権利を表示した書面の交付があれば例外がある。

エ：本邦内旅行であれば、事前説明の有無にかかわらず常に省略できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行者自身に行わせることが原則という規定ではない。

イ：旅行地での必要手続も明示的に旅程管理措置に含まれる。

ウ：施行規則第32条第2号は現地手続等を旅程管理措置とし、一定の国内旅行について事前説明等を条件に例外を設ける。

エ：国内旅行であるだけでは足りず、契約前説明等の条件が必要である。

総合解説：施行規則第32条第2号は現地手続等を旅程管理措置とし、一定の国内旅行について事前説明等を条件に例外を設ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q098

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：標準

企画旅行中、予定していた宿泊施設が利用できなくなり、旅行計画の変更が必要となった。この場合の旅程管理措置として最も適切なものはどれか。

ア：当初の宿泊施設が利用できない以上、旅行業者は何ら措置を講じる必要がない。

イ：旅行者に全額返金するまで、代替サービスを手配してはならない。

ウ：旅行者に現地で自由に宿泊先を探させれば、常に法定措置を履行したことになる。

エ：代替サービスを手配し、その提供を受けるために必要な手続その他の措置を行う。

答え・解説

正答：エ

ア：サービス提供不能時にも必要な旅程管理措置が求められる。

イ：法は代替手配を返金後に限定していない。

ウ：旅行者任せにするだけで当然に法定措置を満たすわけではない。

エ：施行規則第32条第3号は、サービス内容の変更が必要となった場合の代替サービスの手配等を旅程管理措置としている。

総合解説：施行規則第32条第3号は、サービス内容の変更が必要となった場合の代替サービスの手配等を旅程管理措置としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q099

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：基礎
旅程管理措置として、二人以上の旅行者が同一の日程で行動する必要がある区間について旅行業者が行うものはどれか。

ア：円滑な旅行の実施に必要な集合時刻、集合場所その他の事項を指示すること。

イ：旅行者の私物検査を行うこと。

ウ：旅行者の自由時間の行動先をすべて指定すること。

エ：旅行者間の金銭貸借を禁止すること。

答え・解説

正答：ア

ア：施行規則第32条第4号は、同一日程で行動する区間における集合時刻・集合場所等の指示を定める。

イ：私物検査は法定の旅程管理措置ではない。

ウ：自由時間の行動先を全面的に指定する規定ではない。

エ：旅行者間の私的な金銭貸借を規制する規定ではない。

総合解説：施行規則第32条第4号は、同一日程で行動する区間における集合時刻・集合場所等の指示を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q100

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：応用
企画旅行に同行して旅程管理業務を行う者のうち主任の者について、原則として必要な要件の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：総合旅行業務取扱管理者試験に合格していることだけ。

イ：法定の欠格事由に該当せず、登録研修機関の旅程管理研修を修了し、かつ所定の実務経験を有すること。

ウ：旅行会社で3年以上勤務していることだけ。

エ：旅行者から主任者として選挙されること。

答え・解説

正答：イ

ア：総合旅行業務取扱管理者試験合格だけでは旅程管理主任者の要件を満たさない。

イ：旅行業法第12条の11は、主任の者に欠格事由非該当、登録研修機関の研修修了、所定の実務経験を求める。

ウ：単なる旅行会社勤務年数は法定要件そのものではない。

エ：主任者は旅行業者が選任する者であり、旅行者の選挙で決まる制度ではない。

総合解説：旅行業法第12条の11は、主任の者に欠格事由非該当、登録研修機関の研修修了、所定の実務経験を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q101

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：応用
旅程管理研修を修了した者の実務経験について、施行規則が原則として認めるものはどれか。

ア：研修修了後5年以内に1回以上の旅行業務全般に従事した経験。

イ：研修修了前3年以内に2回以上の窓口販売業務に従事した経験。

ウ：研修修了日の前後1年以内に1回以上、又は研修修了日から3年以内に2回以上の旅程管理業務に従事した経験。

エ：研修修了後1年以内に3回以上の国内宿泊予約業務に従事した経験。

答え・解説

正答：ウ

ア：期間・回数とも法定要件と異なり、旅行業務全般ではなく旅程管理業務の経験が問題となる。

イ：窓口販売業務は旅程管理業務の実務経験そのものではない。

ウ：施行規則第33条は「修了日の前後1年以内に1回以上」又は「修了日から3年以内に2回以上」の旅程管理業務経験を定める。

エ：国内宿泊予約業務を3回行うという要件ではない。

総合解説：施行規則第33条は「修了日の前後1年以内に1回以上」又は「修了日から3年以内に2回以上」の旅程管理業務経験を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q102

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：標準
本邦外の企画旅行に参加する旅行者に同行する旅程管理主任者の実務経験について、原則として正しいものはどれか。

ア：国内旅行の窓口販売経験だけで足りる。

イ：国内の旅程管理経験であれば回数にかかわらず必ず足りる。

ウ：海外渡航歴が1回あれば、旅程管理業務の経験は不要である。

エ：本邦外の旅行に関する旅程管理業務の経験が必要となる。

答え・解説

正答：エ

ア：窓口販売経験は旅程管理業務経験ではない。

イ：海外企画旅行の主任者については、原則として海外の旅程管理業務経験が必要である。

ウ：単なる海外渡航歴は法定の旅程管理業務経験ではない。

エ：施行規則第33条は、本邦外の企画旅行に同行する者について、本邦外の旅行に関する旅程管理業務の経験を原則として求める。

総合解説：施行規則第33条は、本邦外の企画旅行に同行する者について、本邦外の旅行に関する旅程管理業務の経験を原則として求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q103

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：基礎
旅程管理業務の実務経験に関する「みなし」の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：適格な者の指導による旅程管理業務に相当する実務研修の経験は、その研修地域を目的地とする旅行の旅程管理業務経験とみなされる。

イ：旅行会社の社内座学を受ければ、地域を問わず2回の実務経験とみなされる。

ウ：旅行業務取扱管理者試験の受験経験が1回の実務経験とみなされる。

エ：観光地を私的に訪問した経験が旅程管理業務経験とみなされる。

答え・解説

正答：ア

ア：施行規則第33条第2項は、適格者の指導による旅程管理業務相当の実務研修を、研修地域を目的地とする旅行の実務経験とみなす。

イ：単なる座学を地域不問で実務経験とみなす規定ではない。

ウ：資格試験の受験は旅程管理実務経験ではない。

エ：私的旅行は旅程管理業務への従事ではない。

総合解説：施行規則第33条第2項は、適格者の指導による旅程管理業務相当の実務研修を、研修地域を目的地とする旅行の実務経験とみなす。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q104

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 旅程管理措置・旅程管理主任者 | 難易度：標準
旅行業法上の旅程管理主任者の位置づけについて、正しいものはどれか。

ア：企画旅行の参加者全員を指す。

イ：企画旅行に同行して旅程管理業務を行う者として旅行業者が選任した者のうち、主任の者をいう。

ウ：旅行業務取扱管理者と常に同一人物でなければならない。

エ：運送事業者が旅行ごとに選任する者をいう。

答え・解説

正答：イ

ア：旅行者自身を意味する制度ではない。

イ：法第12条の11は、旅行業者によって選任され旅程管理業務を行う者のうち主任の者について要件を定めている。

ウ：旅行業務取扱管理者と旅程管理主任者は別の制度であり、常に同一人物である必要はない。

エ：選任主体は企画旅行を実施する旅行業者である。

総合解説：法第12条の11は、旅行業者によって選任され旅程管理業務を行う者のうち主任の者について要件を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q105

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：基礎

企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告で、法令上表示が求められる事項に含まれるものはどれか。

ア：企画者の全従業員の氏名と勤続年数。

イ：旅行者全員の氏名と住所。

ウ：企画者の氏名又は名称・住所・登録番号、目的地・日程、提供サービス、対価等。

エ：企画者の過去10年分の決算書。

答え・解説

正答：ウ

ア：従業員全員の氏名等は広告の法定表示事項ではない。

イ：参加者の個人情報を広告に表示する義務はない。

ウ：契約等規則第13条は、企画者の氏名等、目的地・日程、サービス内容、対価などを広告表示事項として定める。

エ：決算書の広告掲載は法定表示事項ではない。

総合解説：契約等規則第13条は、企画者の氏名等、目的地・日程、サービス内容、対価などを広告表示事項として定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q106

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：標準

同一の企画旅行について出発日により旅行者が支払う対価が異なる。広告に最低額を表示する場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：最低額だけ表示すればよい。

イ：平均額だけを表示しなければならない。

ウ：最高額だけを表示し、最低額は表示してはならない。

エ：最低額と併せて最高額も表示する。

答え・解説

正答：エ

ア：最低額のみでは規則に適合しない。

イ：平均額表示を義務付ける規定ではない。

ウ：最低額の表示自体を禁止する規定ではない。

エ：契約等規則第12条は、出発日により対価が異なり最低額を表示するときは、併せて最高額を表示するよう求める。

総合解説：契約等規則第12条は、出発日により対価が異なり最低額を表示するときは、併せて最高額を表示するよう求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q107

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：標準

企画旅行の広告に、企画者以外の販売会社の名称も表示する場合、法令上求められる配慮として正しいものはどれか。

ア：文字の大きさ等に留意し、企画者の氏名又は名称が明確に分かるようにする。

イ：販売会社の名称を企画者より必ず大きく表示する。

ウ：企画者の名称は表示せず、販売会社名だけに統一する。

エ：企画者と販売会社の区別がつかないよう同一表記にする。

答え・解説

正答：ア

ア：契約等規則第12条は、企画者以外の者の名称を表示する場合、企画者の名称の明確性を確保するよう求める。

イ：販売会社を大きくすることが義務ではない。

ウ：企画者の明示は必要である。

エ：両者を誤認させる表示は適切でない。

総合解説：契約等規則第12条は、企画者以外の者の名称を表示する場合、企画者の名称の明確性を確保するよう求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q108

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：基礎

企画旅行の募集広告に表示すべき事項として、旅程管理に関して求められるものはどれか。

ア：旅行業務取扱管理者の自宅住所。

イ：旅程管理業務を行う者の同行の有無。

ウ：添乗員の給与額。

エ：旅行参加者の過去の渡航回数。

答え・解説

正答：イ

ア：管理者の自宅住所は広告事項ではない。

イ：旅行業法第12条の7および契約等規則第13条は、旅程管理業務を行う者の同行の有無を広告表示事項としている。

ウ：添乗員の給与額は広告事項ではない。

エ：参加者の渡航回数は広告事項ではない。

総合解説：旅行業法第12条の7および契約等規則第13条は、旅程管理業務を行う者の同行の有無を広告表示事項としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q109

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：標準

企画旅行で、参加者数が一定人数を下回った場合には旅行を実施しないこととしている。広告の表示として正しいものはどれか。

ア：旅行を中止する可能性は広告に表示してはならない。

イ：中止の可能性だけを表示し、人数は表示しない。

ウ：旅行を実施しないことがある旨と、その基準となる人員数を表示する。

エ：人数だけを表示し、中止する旨は表示しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：中止条件は法定表示事項となり得る。

イ：基準人数も表示が必要である。

ウ：契約等規則第13条は、所定人数を下回れば実施しない場合、その旨と当該人員数の表示を求める。

エ：実施しない旨と人数の双方を示す必要がある。

総合解説：契約等規則第13条は、所定人数を下回れば実施しない場合、その旨と当該人員数の表示を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q110

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：標準

旅行業法の誇大広告禁止について、正しいものはどれか。

ア：募集型企画旅行の新聞広告だけに適用される。

イ：海外旅行の広告にだけ適用される。

ウ：広告ではなく契約書面にだけ適用される。

エ：企画旅行の募集広告に限らず、旅行業務について広告をするときに適用される。

答え・解説

正答：エ

ア：媒体や募集型企画旅行だけに限定する規定ではない。

イ：国内・海外の別で限定されていない。

ウ：契約書面ではなく広告表示に関する禁止規定である。

エ：法第12条の8は「旅行業務について広告をするとき」の誇大表示を禁止しており、企画旅行募集広告だけに限定されない。

総合解説：法第12条の8は「旅行業務について広告をするとき」の誇大表示を禁止しており、企画旅行募集広告だけに限定されない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q111

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：応用

旅行業者等が広告で著しく事実と異なる表示等をしてはならない事項として、契約等規則に含まれるものの組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：旅行サービスの品質・内容、旅行地での安全、衛生、景観や環境等。

イ：旅行会社の社内人事評価、従業員の趣味、社内会議の回数。

ウ：旅行者の学歴、家族構成、預金残高。

エ：旅行会社の備品台帳、事務所の光熱費、役員の通勤経路。

答え・解説

正答：ア

ア：契約等規則第14条は、サービスの品質・内容、安全、衛生、景観・環境等を誇大表示禁止の対象事項としている。

イ：これらは旅行広告の誇大表示規制事項ではない。

ウ：旅行者の私的属性を列挙する規定ではない。

エ：会社内部の管理情報を対象とする規定ではない。

総合解説：契約等規則第14条は、サービスの品質・内容、安全、衛生、景観・環境等を誇大表示禁止の対象事項としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q112

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 広告・誇大広告 | 難易度：基礎

旅行業法上、誇大広告として禁止される表示の説明として最も適切なものはどれか。

ア：広告に写真を1枚でも使用する表示。

イ：著しく事実と相違する表示、又は実際より著しく優良・有利であると誤認させる表示。

ウ：旅行代金を税込で表示する行為。

エ：旅行日程を箇条書きで表示する行為。

答え・解説

正答：イ

ア：写真使用自体を禁止していない。

イ：法第12条の8は、著しい事実相違や、実際より著しく優良・有利と誤認させる表示を禁止する。

ウ：税込表示自体が誇大広告になるわけではない。

エ：箇条書きという形式自体を禁止していない。

総合解説：法第12条の8は、著しい事実相違や、実際より著しく優良・有利と誤認させる表示を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q113

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：基礎
旅行業者等の禁止行為として旅行業法第13条に明示されているものはどれか。

- ア：揭示料金より低い料金を収受することを一律に禁止すること。
- イ：旅行者から現金で料金を受け取ることを一律に禁止すること。
- ウ：揭示した旅行業務の取扱い料金を超えて料金を収受すること。
- エ：旅行者に領収書を発行することを禁止すること。

答え・解説

正答：ウ

ア：揭示料金を下回ることを一律に禁止する条文ではない。

イ：現金収受そのものを一律禁止する規定ではない。

ウ：法第13条第1項第1号は、法第12条により揭示した料金を超えて収受する行為を禁止する。

エ：領収書の発行を禁止する規定ではない。

総合解説：法第13条第1項第1号は、法第12条により揭示した料金を超えて収受する行為を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q114

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：標準
旅行業者が契約締結の際、取引上重要な取消条件を知りながら故意に旅行者へ告げなかった。この行為の評価として正しいものはどれか。

- ア：旅行者から質問されなければ常に適法である。
- イ：広告に会社名が表示されていれば適法である。
- ウ：契約成立後のみ禁止される行為であり、契約前は対象外である。
- エ：旅行業法上の禁止行為に該当し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：重要事項の故意の不告知は質問の有無だけで適法化されない。

イ：会社名表示は不告知の禁止とは別問題である。

ウ：取引に関する重要事項の不告知・不実告知を対象としており、契約後だけに限定されない。

エ：法第13条第1項第2号は、旅行業務に関する取引の重要事項について故意に事実を告げず、又は不実を告げることを禁止する。

総合解説：法第13条第1項第2号は、旅行業務に関する取引の重要事項について故意に事実を告げず、又は不実を告げることを禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q115

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：標準

旅行業務に関する取引後、旅行者が正当な理由なく返金などの債務履行を不当に遅らせる行為について、正しいものはどれか。

ア：旅行業法上、禁止されている。

イ：旅行代金が一定額未満なら禁止されない。

ウ：国内旅行であれば禁止されない。

エ：旅行者が個人である場合だけ禁止され、法人との取引には一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：法第13条第2項は、旅行業務に関する取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為を禁止する。

イ：金額による一般的な適用除外はない。

ウ：国内・海外の別による一般的な適用除外はない。

エ：条文は取引をした者に対する債務履行の不当遅延を規制する。

総合解説：法第13条第2項は、旅行業務に関する取引によって生じた債務の履行を不当に遅延する行為を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q116

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：応用

旅行会社の従業者が、旅行地の法令で禁止されている行為を旅行者に勧め、その実行に必要な手配まで行った。この行為について正しいものはどれか。

ア：旅行者が希望していれば適法である。

イ：旅行業務に関連する禁止行為に該当する。

ウ：旅行地が海外であれば日本の旅行業法上は常に問題にならない。

エ：旅行代金に含めなければ適法である。

答え・解説

正答：イ

ア：旅行者の希望だけで禁止が解除されるわけではない。

イ：法第13条第3項は、旅行地の法令に違反する行為を旅行者にあっせんし、又は便宜を供与する行為を禁止する。

ウ：旅行地の法令違反行為のあっせん等を対象としており、海外だから当然に除外されない。

エ：対価への組込みの有無はこの禁止行為の成立を左右する要件ではない。

総合解説：法第13条第3項は、旅行地の法令に違反する行為を旅行者にあっせんし、又は便宜を供与する行為を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q117

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：標準

旅行地の法令に違反するサービスを旅行者が受けられるよう、旅行業者の従業員が業者を紹介して予約の便宜を図る行為について正しいものはどれか。

ア：紹介だけなら予約の便宜を図っても常に適法である。

イ：従業員個人の行為なら旅行業法の対象にならない。

ウ：旅行業法上の禁止行為に該当する。

エ：旅行者が成人なら常に適法である。

答え・解説

正答：ウ

ア：紹介・便宜供与も規制対象になり得る。

イ：旅行業者等の代理人・使用人その他の従業員も規定の対象である。

ウ：法第13条第3項第2号は、旅行地の法令に違反するサービスの提供を受けることのあっせん又は便宜供与を禁止する。

エ：旅行者の年齢だけで適法になる規定ではない。

総合解説：法第13条第3項第2号は、旅行地の法令に違反するサービスの提供を受けることのあっせん又は便宜供与を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q118

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：基礎

旅行業務に関連する広告のうち、旅行業法第13条が禁止するものはどれか。

ア：旅行日程を写真付きで紹介する広告。

イ：旅程管理業務を行う者の同行の有無を表示する広告。

ウ：最少催行人員を表示する広告。

エ：旅行地の法令に違反する行為やサービスのあっせん・便宜供与を行う旨の広告。

答え・解説

正答：エ

ア：写真付き広告自体は禁止されていない。

イ：同行の有無は企画旅行広告の表示事項である。

ウ：最少催行人員は一定の場合に広告表示事項となる。

エ：法第13条第3項第3号は、違法行為・違法サービスのあっせんや便宜供与を行う旨の広告等を禁止する。

総合解説：法第13条第3項第3号は、違法行為・違法サービスのあっせんや便宜供与を行う旨の広告等を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q119

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：標準

旅行業者が、自社の登録名義を未登録の第三者に使わせ、その第三者が旅行業を営むことについて、正しいものはどれか。

ア：名義利用等の禁止に違反する。
イ：旅行業者が監督していれば常に適法である。
ウ：書面で名義使用を許可すれば適法である。
エ：第三者が同じ所在地で営業する場合だけ適法である。

答え・解説

正答：ア

ア：法第14条は、旅行業者等がその名義を他人に旅行業又は旅行業者代理業のため利用させることを禁止する。
イ：監督の有無により一般的に名義貸しが許される規定ではない。
ウ：契約で許可しても法の禁止を免れない。
エ：所在地の一致は名義利用禁止の例外ではない。
総合解説：法第14条は、旅行業者等がその名義を他人に旅行業又は旅行業者代理業のため利用させることを禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q120

1-4 企画旅行・広告・禁止行為 > 禁止行為・名義貸し | 難易度：応用

登録旅行業者Aが営業設備を第三者Bに貸し渡し、BにAの名義で旅行業を経営させる場合の旅行業法上の評価として正しいものはどれか。

ア：営業設備の貸渡しであれば名義貸し規制の対象外である。
イ：方法を問わず、他人に自己の名において旅行業を経営させる行為として禁止される。
ウ：BがAに使用料を支払わなければ適法である。
エ：旅行者にBの存在を告知すれば必ず適法となる。

答え・解説

正答：イ

ア：営業の貸渡しは条文が明示する禁止例である。
イ：法第14条第2項は、営業の貸渡しその他いかなる方法によるかを問わず、旅行業等を他人に自己名義で経営させることを禁止する。
ウ：対価の有無は一般的な適法化要件ではない。
エ：旅行者への告知だけで禁止が解除されるわけではない。
総合解説：法第14条第2項は、営業の貸渡しその他いかなる方法によるかを問わず、旅行業等を他人に自己名義で経営させることを禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q121

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：基礎

旅行サービス手配業を営もうとする者について、旅行業法上正しいものはどれか。

ア：旅行業協会への加入だけで営むことができる。

イ：市町村長への届出だけで営むことができる。

ウ：観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

エ：旅行者から委託を受ければ登録は一切不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：旅行業協会への加入は登録の代替ではない。

イ：市町村長への届出制度ではない。

ウ：旅行業法第23条は、旅行サービス手配業を営もうとする者に観光庁長官の登録を求める。

エ：旅行者から委託を受けることだけで一般に登録義務が消えるわけではない。

総合解説：旅行業法第23条は、旅行サービス手配業を営もうとする者に観光庁長官の登録を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q122

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：標準

旅行者が、その登録に基づいて旅行サービス手配業務を行う場合の旅行サービス手配業の登録について、正しいものはどれか。

ア：旅行者であっても、旅行サービス手配業務を1件行うごとに別登録が必要である。

イ：第1種旅行者だけが別登録不要で、第2種・第3種旅行者は必ず別登録が必要である。

ウ：旅行業協会の保証社員である旅行者だけが別登録不要である。

エ：旅行者として登録を受けていれば、旅行サービス手配業の登録を別途受ける必要はない。

答え・解説

正答：エ

ア：取引ごとに旅行サービス手配業登録を受ける制度ではない。

イ：旅行業の種別だけでこの特例の有無を分ける規定ではない。

ウ：旅行業協会への加入の有無を特例の要件としていない。

エ：旅行業法第34条は、旅行者について旅行サービス手配業の登録に関する規定等を適用しない旨を定めており、旅行者が旅行サービス手配業務を行うために同業の登録を重ねて受ける必要はない。

総合解説：旅行業法第34条は、旅行者について旅行サービス手配業の登録に関する規定等を適用しない旨を定めており、旅行者が旅行サービス手配業務を行うために同業の登録を重ねて受ける必要はない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q123

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：基礎

旅行サービス手配業の登録申請書に記載する事項として、旅行業法上明示されているものはどれか。

ア：主たる営業所およびその他の営業所の名称・所在地。

イ：全従業員の最終学歴。

ウ：すべての取引先の銀行口座番号。

エ：全旅行者の過去の利用履歴。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第24条は、氏名・商号等に加え、主たる営業所およびその他の営業所の名称・所在地を申請事項としている。

イ：従業員の最終学歴は法定申請事項ではない。

ウ：取引先口座の全件記載を求める規定ではない。

エ：旅行者の利用履歴を申請事項とする規定ではない。

総合解説：旅行業法第24条は、氏名・商号等に加え、主たる営業所およびその他の営業所の名称・所在地を申請事項としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q124

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：標準

旅行サービス手配業者の登録申請事項に変更が生じた場合、原則としていつまでに届け出る必要があるか。

ア：変更前日の午前中まで（事前届出を必須とする扱い）。

イ：変更があった日から30日以内（約1か月の事後届出期間を置く扱い）。

ウ：変更があった日から7日以内（1週間の短期届出期間を置く扱い）。

エ：次の事業年度末まで（年度単位でまとめて届け出る扱い）。

答え・解説

正答：イ

ア：変更前の事前届出を一律に求める規定ではない。

イ：旅行業法第27条は、登録申請事項の変更について、その日から30日以内の届出を求める。

ウ：7日ではなく30日以内である。

エ：事業年度末まで猶予される制度ではない。

総合解説：旅行業法第27条は、登録申請事項の変更について、その日から30日以内の届出を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q125

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：基礎
旅行サービス手配業務取扱管理者の選任について正しいものはどれか。

- ア：会社全体で1人選任すれば営業所数にかかわらず足りる。
- イ：従業員が10人以上の営業所だけ選任すればよい。
- ウ：営業所ごとに1人以上選任しなければならない。
- エ：海外旅行を扱う営業所だけ選任すればよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：会社単位ではなく営業所単位である。
 - イ：従業員数による一般的な免除はない。
 - ウ：旅行業法第28条は、旅行サービス手配業者に営業所ごと1人以上の管理者選任を義務付ける。
 - エ：国内のみの営業所にも選任義務がある。
- 総合解説：旅行業法第28条は、旅行サービス手配業者に営業所ごと1人以上の管理者選任を義務付ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q126

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：標準
ある営業所で選任していた旅行サービス手配業務取扱管理者が全員欠けた。この営業所の対応として正しいものはどれか。

- ア：管理者不在でも30日間は自由に新規契約できる。
- イ：管理者不在時は旅行業協会が自動的に管理者となる。
- ウ：管理者不在でも国外の契約だけは締結できる。
- エ：新たな管理者を選任するまで、旅行サービス手配業務に関する契約を締結してはならない。

答え・解説

正答：エ

- ア：30日間の包括的猶予規定ではない。
 - イ：旅行業協会が営業所の管理者になる制度ではない。
 - ウ：国内外を問わず当該営業所の旅行サービス手配業務契約が対象となる。
 - エ：旅行業法第28条第2項は、管理者全員が欠けた場合、新たな管理者を選任するまで当該営業所で契約を締結することを禁止する。
- 総合解説：旅行業法第28条第2項は、管理者全員が欠けた場合、新たな管理者を選任するまで当該営業所で契約を締結することを禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q127

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：標準

旅行サービス手配業務取扱管理者として営業所Aに選任されている者を、同時に別の営業所Bの管理者にも選任することについて、正しいものはどれか。

ア：他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者となることはできない。

イ：同一都道府県内なら何営業所でも兼任できる。

ウ：同一法人なら必ず2営業所まで兼任できる。

エ：国内旅行だけを扱う営業所同士なら無制限に兼任できる。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第28条第4項は、旅行サービス手配業務取扱管理者が他の営業所の管理者となることを禁止する。

イ：都道府県による一般的例外はない。

ウ：同一法人であることだけで兼任は認められない。

エ：国内限定営業所同士という理由だけで無制限兼任はできない。

総合解説：旅行業法第28条第4項は、旅行サービス手配業務取扱管理者が他の営業所の管理者となることを禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q128

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：応用

本邦内の旅行のみについて旅行サービス手配業務を取り扱う営業所で、試験合格を根拠に管理者となり得る者として法が認めるものはどれか。

ア：地域限定旅行業務取扱管理者試験の合格者だけ。

イ：総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験の合格者。

ウ：旅程管理主任者の資格要件だけを満たす者。

エ：旅行業の実務経験が1年あるだけの者。

答え・解説

正答：イ

ア：地域限定試験合格のみを同項の試験資格として挙げてはいない。

イ：旅行業法第28条第5項は、国内旅行のみを取り扱う営業所について、登録研修修了者のほか、総合又は国内旅行業務取扱管理者試験の合格者を認める。

ウ：旅程管理主任者の要件と旅行サービス手配業務取扱管理者の要件は別である。

エ：単なる実務経験のみでは同項の資格要件を満たさない。

総合解説：旅行業法第28条第5項は、国内旅行のみを取り扱う営業所について、登録研修修了者のほか、総合又は国内旅行業務取扱管理者試験の合格者を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q129

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：応用

本邦外の旅行も取り扱う旅行サービス手配業の営業所について、試験合格を根拠に管理者となる場合、適切なものはどれか。

ア：国内旅行業務取扱管理者試験の合格だけで足りる。

イ：地域限定旅行業務取扱管理者試験の合格だけで足りる。

ウ：総合旅行業務取扱管理者試験の合格者。

エ：旅行地理に関する民間検定の合格だけで足りる。

答え・解説

正答：ウ

ア：国内試験合格を試験資格として認めるのは国内旅行のみを扱う営業所である。

イ：地域限定試験合格のみを同項の試験資格として挙げてはいない。

ウ：旅行業法第28条第5項は、国内限定以外の営業所について、試験合格者として総合旅行業務取扱管理者試験の合格者を挙げる。なお、登録研修修了者という別の資格ルートもある。

エ：民間検定は法定の試験資格ではない。

総合解説：旅行業法第28条第5項は、国内限定以外の営業所について、試験合格者として総合旅行業務取扱管理者試験の合格者を挙げる。なお、登録研修修了者という別の資格ルートもある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q130

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行サービス手配業 | 難易度：標準

旅行サービス手配業者が、自ら受託した旅行サービス手配業務をさらに他人へ委託する場合、原則として委託先になり得る者はどれか。

ア：登録のない一般企業であれば業種を問わずよい。

イ：旅行者本人だけにしか委託できない。

ウ：宿泊施設にしか委託できない。

エ：他の旅行サービス手配業者又は旅行業者。

答え・解説

正答：エ

ア：無登録の一般企業への自由な再委託を認める規定ではない。

イ：旅行者本人への委託に限定されない。

ウ：宿泊施設だけに限定されない。

エ：旅行業法第33条は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者へ委託することを求める。

総合解説：旅行業法第33条は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者へ委託することを求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q131

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：基礎
旅行業法上、旅行業協会として指定を受けるための法人形態に関する要件として正しいものはどれか。
ア：一般社団法人であること。
イ：株式会社であること。
ウ：地方公共団体であること。
エ：学校法人であること。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第41条は、旅行業協会の指定要件として申請者が一般社団法人であることを定める。
イ：株式会社を指定要件とする制度ではない。
ウ：地方公共団体を指定する制度ではない。
エ：学校法人を指定要件とする制度ではない。
総合解説：旅行業法第41条は、旅行業協会の指定要件として申請者が一般社団法人であることを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q132

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：標準
旅行業協会の法定業務に含まれるものの組合せとして最も適切なものはどれか。
ア：旅券の発給、査証の発給、税関検査。
イ：苦情の解決、従事者への研修、弁済業務、事業者への指導、調査・研究・広報。
ウ：航空運賃の政府認可、鉄道運賃の決定、ホテル料金の統一。
エ：旅行者への融資、外貨発行、保険金の強制徴収。

答え・解説

正答：イ

ア：旅券・査証・税関業務は旅行業協会の法定業務ではない。
イ：旅行業法第42条は、苦情解決、研修、弁済業務、指導、調査研究・広報を旅行業協会の業務として列挙する。
ウ：運賃や宿泊料金を一律決定する権限ではない。
エ：銀行・通貨当局のような業務は規定されていない。
総合解説：旅行業法第42条は、苦情解決、研修、弁済業務、指導、調査研究・広報を旅行業協会の業務として列挙する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q133

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：標準
旅行業協会が社員資格に設けることができる制限について、正しいものはどれか。

ア：資本金が一定額以上の会社だけに限定できる。

イ：本店所在地が東京都内の者だけに限定できる。

ウ：旅行者・旅行者代理業者・旅行サービス手配業者の別以外の制限を加えてはならない。

エ：設立後10年以上の事業者だけに限定できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：資本金による独自制限は認められない。

イ：所在地による独自制限は認められない。

ウ：旅行業法第43条第1項は、社員資格について業者の別以外の制限を加えることを禁止する。

エ：営業年数による独自制限は認められない。

総合解説：旅行業法第43条第1項は、社員資格について業者の別以外の制限を加えることを禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q134

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：標準
社員資格を有する旅行者が旅行業協会への加入を申し込んだ場合の協会の対応として正しいものはどれか。

ア：協会は理由を示さず自由に加入を拒否できる。

イ：新規加入者には現在の社員より必ず高い条件を課さなければならない。

ウ：旅行者の加入は法律上すべて禁止されている。

エ：正当な理由なく加入を拒んだり、現在の社員が加入時に付されたより困難な条件を付したりしてはならない。

答え・解説

正答：エ

ア：加入を無制限に拒否できる制度ではない。

イ：新規加入者により困難な条件を課すことを義務付けていない。

ウ：旅行者は社員資格を有し得る。

エ：旅行業法第43条第2項は、正当な理由のない加入拒否や不当に困難な条件の付加を禁止する。

総合解説：旅行業法第43条第2項は、正当な理由のない加入拒否や不当に困難な条件の付加を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q135

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：基礎

旅行業協会に旅行業務に関する苦情解決の申出があった場合、協会が行うべき対応として法に定められているものはどれか。

ア：相談に応じ、必要な助言をし、事情を調査し、関係事業者へ苦情内容を通知して迅速な処理を求める。

イ：必ず旅行者の請求額を協会が即日全額支払う。

ウ：苦情を受けても事業者へ連絡してはならない。

エ：裁判所の判決が出るまで一切の調査をしてはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第45条第1項は、相談・助言・事情調査・事業者への通知と迅速処理の要求を定める。

イ：苦情申出だけで協会が直ちに全額支払う制度ではない。

ウ：関係事業者へ苦情内容を通知することが法定業務に含まれる。

エ：判決を待たなければ調査できない制度ではない。

総合解説：旅行業法第45条第1項は、相談・助言・事情調査・事業者への通知と迅速処理の要求を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q136

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：標準

旅行業協会が苦情解決のため必要と認めた場合、関係する社員に対して行えることとして正しいものはどれか。

ア：社員の営業所を裁判所の令状なしに強制捜索できる。

イ：文書又は口頭による説明や資料の提出を求めることができ、社員は正当な理由なく拒めない。

ウ：社員の登録を協会自身が直ちに取り消せる。

エ：社員に刑事罰を直接科すことができる。

答え・解説

正答：イ

ア：協会に刑事捜査の強制捜索権が与えられているわけではない。

イ：旅行業法第45条第2項・第3項は、説明・資料提出を求める権限と、社員の正当な理由のない拒否を禁止する。

ウ：旅行業登録の取消しは協会が自由に行うものではない。

エ：協会が刑事罰を直接科す制度ではない。

総合解説：旅行業法第45条第2項・第3項は、説明・資料提出を求める権限と、社員の正当な理由のない拒否を禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q137

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：標準

旅行業協会が保証社員から弁済業務保証金分担金の納付を受けた場合、原則としてその額に相当する弁済業務保証金をいつまでに供託するか。

ア：納付を受けた日から30日以内（約1か月の供託期間を置く扱い）。

イ：当該事業年度終了後100日以内（年度終了後の報告期限と同様に扱う考え方）。

ウ：納付を受けた日から7日以内（分担金受領後1週間で供託する扱い）。

エ：旅行者から苦情が出たときだけ（苦情発生を供託の条件とする扱い）。

答え・解説

正答：ウ

ア：30日ではない。

イ：100日は保証社員の分担金増額納付に関する別の期限である。

ウ：旅行業法第47条第1項は、分担金の納付を受けた日から7日以内に相当額の弁済業務保証金を供託するよう定める。

エ：苦情発生の有無にかかわらず供託制度がある。

総合解説：旅行業法第47条第1項は、分担金の納付を受けた日から7日以内に相当額の弁済業務保証金を供託するよう定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q138

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：基礎

保証社員である旅行者との旅行業務取引により債権を有する旅行者が、弁済業務保証金から弁済を受けようとする場合に必要な手続として正しいものはどれか。

ア：旅行者の同意書だけを供託所に提出すればよい。

イ：旅行業協会への申出は一切不要である。

ウ：必ず刑事裁判の有罪判決を先に得る。

エ：その債権について旅行業協会の認証を受ける。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行者の同意だけで認証に代わるわけではない。

イ：協会の認証が必要である。

ウ：刑事有罪判決は法定の前提条件ではない。

エ：旅行業法第48条第2項は、弁済業務保証金から権利を実行しようとする者に、その債権について旅行業協会の認証を求める。

総合解説：旅行業法第48条第2項は、弁済業務保証金から権利を実行しようとする者に、その債権について旅行業協会の認証を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q139

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：応用
弁済業務保証金から旅行者への還付が行われた場合、旅行業協会が還付額に相当する額を追加供託する期限として正しいものはどれか。

- ア：権利の実行があった日から21日以内（3週間の補充期間を置く扱い）。
- イ：権利の実行があった日から3日以内（72時間程度で直ちに補充する扱い）。
- ウ：保証社員の次回決算日まで（決算時にまとめて補充する扱い）。
- エ：追加供託は不要である（還付後も残高補充を行わない扱い）。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第48条第3項は、権利の実行があった日から21日以内に還付額相当額を供託するよう求める。
イ：3日という期限ではない。
ウ：決算日まで猶予される制度ではない。
エ：還付後には補充供託が必要である。
総合解説：旅行業法第48条第3項は、権利の実行があった日から21日以内に還付額相当額を供託するよう求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q140

1-5 手配業・協会・監督 > 旅行業協会・弁済業務保証金・苦情 | 難易度：応用
弁済業務保証金の還付により旅行業協会から還付充当金の納付通知を受けた保証社員について、正しいものはどれか。
ア：通知を受けた日から30日以内に納付すればよく、未納でも社員資格に影響しない。
イ：通知を受けた日から7日以内に納付しなければならず、期限までに納付しないと旅行業協会の社員の地位を失う。
ウ：還付充当金は旅行者が旅行業協会へ納付する。
エ：還付充当金は任意の寄付であり納付義務はない。

答え・解説

正答：イ

ア：期限は30日ではなく7日で、未納には社員資格喪失の効果がある。
イ：旅行業法第50条は、通知から7日以内の還付充当金納付を求め、未納の場合は保証社員が協会の社員の地位を失うと定める。
ウ：納付義務者は通知を受けた保証社員等である。
エ：任意寄付ではなく法定の納付義務である。
総合解説：旅行業法第50条は、通知から7日以内の還付充当金納付を求め、未納の場合は保証社員が協会の社員の地位を失うと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q141

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：基礎

観光庁長官が旅行者等に業務改善命令を出すことができる基本的な要件として正しいものはどれか。

ア：旅行業者が1年間黒字決算を続けたとき。

イ：従業員数が前年度より増えたとき。

ウ：業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるとき。

エ：旅行者から褒賞を受けたとき。

答え・解説

正答：ウ

ア：黒字決算は改善命令の発動要件ではない。

イ：従業員増加は発動要件ではない。

ウ：旅行業法第18条の3は、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認める場合に業務改善命令を可能とする。

エ：褒賞を受けたことは発動要件ではない。

総合解説：旅行業法第18条の3は、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認める場合に業務改善命令を可能とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q142

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：標準

旅行業者等に対する業務改善命令として旅行業法第18条の3が例示する措置に含まれるものはどれか。

ア：法人税率の変更、航空運賃の国による一律設定、従業員の国籍変更。

イ：旅行者の旅券取消し、査証の発給停止、入国審査の代行。

ウ：旅行業者の全株式を国へ無償譲渡すること。

エ：旅行業務取扱管理者の解任、料金・企画旅行対価の変更、旅行業約款の変更、旅程管理措置の確実な実施、必要な保険契約の締結等。

答え・解説

正答：エ

ア：税率や航空運賃の一律設定等は同条の改善命令事項ではない。

イ：旅券・査証・入国審査は旅行業法の改善命令事項ではない。

ウ：全株式の国への譲渡を命ずる規定ではない。

エ：旅行業法第18条の3第1項は、管理者解任、料金等変更、約款変更、旅程管理措置、保険契約等を改善命令の内容として列挙する。

総合解説：旅行業法第18条の3第1項は、管理者解任、料金等変更、約款変更、旅程管理措置、保険契約等を改善命令の内容として列挙する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q143

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：応用

観光庁長官が、取引条件説明・契約書面・企画旅行広告・誇大広告など一定の規定違反を理由として旅行者等に業務改善命令をしようとする場合の手続として正しいものはどれか。

ア：法定の場合には、あらかじめ消費者庁長官に協議する。

イ：必ず都道府県議会の議決を得る。

ウ：必ず旅行者全員の同意を得る。

エ：必ず旅行業協会の社員総会の承認を得る。

答え・解説

正答：ア

ア：旅行業法第18条の3第2項は、所定の旅行者保護規定違反について改善命令をしようとする場合、観光庁長官が事前に消費者庁長官へ協議することを定める。

イ：都道府県議会の議決を一般的要件とする規定ではない。

ウ：旅行者全員の同意を要件とする制度ではない。

エ：旅行業協会社員総会の承認を要件とする制度ではない。

総合解説：旅行業法第18条の3第2項は、所定の旅行者保護規定違反について改善命令をしようとする場合、観光庁長官が事前に消費者庁長官へ協議することを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q144

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：標準

旅行者等が旅行業法やこれに基づく命令・処分に違反した場合、観光庁長官が旅行業法第19条に基づき行い得る処分として正しいものはどれか。

ア：必ず永久に営業を禁止しなければならない。

イ：6月以内の期間を定めた業務の全部又は一部の停止命令、又は登録の取消し。

ウ：刑事罰だけで、行政処分は行えない。

エ：旅行業協会への加入を強制することだけができる。

答え・解説

正答：イ

ア：常に永久営業禁止となる制度ではない。

イ：旅行業法第19条第1項は、一定の場合に6月以内の業務停止命令又は登録取消しを可能とする。

ウ：行政処分と刑事罰は別の制度である。

エ：協会加入強制だけを定める規定ではない。

総合解説：旅行業法第19条第1項は、一定の場合に6月以内の業務停止命令又は登録取消しを可能とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q145

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：基礎
旅行者等の事業不開始・長期休止と登録取消しについて、正しいものはどれか。

ア：登録後3日以内に開始しなければ必ず登録が失効する。

イ：1か月休業すると必ず登録を取り消さなければならない。

ウ：登録後1年以内に事業を開始しない、又は引き続き1年以上事業を行っていないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

エ：一度登録されれば、事業を全く行わなくても取消しはできない。

答え・解説

正答：ウ

ア：3日という基準ではない。

イ：1か月の休業だけで同項の基準にはならない。

ウ：旅行業法第19条第2項は、登録後1年以内の未開始又は引き続き1年以上の不営業を登録取消しの事由としている。

エ：長期の未開始・不営業を理由とする取消し規定がある。

総合解説：旅行業法第19条第2項は、登録後1年以内の未開始又は引き続き1年以上の不営業を登録取消しの事由としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q146

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：標準
旅行サービス手配業者に対する業務改善命令について、旅行業法第36条が明示する措置はどれか。

ア：標準旅行業約款を必ず変更させること。

イ：旅行代金を全国一律に変更させること。

ウ：旅行サービス手配業者を旅行業協会の役員に就任させること。

エ：旅行サービス手配業務取扱管理者の解任その他業務運営の改善に必要な措置。

答え・解説

正答：エ

ア：旅行者等に対する第18条の3の内容と同一ではなく、標準旅行業約款変更を明示する条文ではない。

イ：全国一律料金を命ずる制度ではない。

ウ：協会役員への就任を命ずる規定ではない。

エ：旅行業法第36条は、管理者の解任とその他業務運営の改善に必要な措置を命ずることができるとする。

総合解説：旅行業法第36条は、管理者の解任とその他業務運営の改善に必要な措置を命ずることができるとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q147

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：基礎

2026年8月1日基準の旅行業法で、登録を受けずに旅行業を営んだ者に対する法定刑として正しいものはどれか。

ア：1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれらの併科。

イ：10万円以下の過料だけ。

ウ：5年以下の拘禁刑だけ。

エ：行政指導のみで刑罰はない。

答え・解説

正答：ア

ア：現行の旅行業法第74条は、無登録旅行業について1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれらの併科を定める。

イ：過料だけではない。

ウ：5年以下の拘禁刑という法定刑ではない。

エ：刑罰規定が設けられている。

総合解説：現行の旅行業法第74条は、無登録旅行業について1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれらの併科を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q148

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：標準

登録を受けずに旅行サービス手配業を営んだ者に対する2026年8月1日基準の罰則として正しいものはどれか。

ア：罰則はなく、登録申請を勧告されるだけ。

イ：1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれらの併科。

ウ：3万円以下の過料だけ。

エ：10年以下の拘禁刑のみ。

答え・解説

正答：イ

ア：無登録営業には刑罰規定がある。

イ：現行の旅行業法第74条は、第23条に違反して旅行サービス手配業を営んだ者を同条の刑事罰対象としている。

ウ：3万円以下の過料という規定ではない。

エ：10年以下の拘禁刑という法定刑ではない。

総合解説：現行の旅行業法第74条は、第23条に違反して旅行サービス手配業を営んだ者を同条の刑事罰対象としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q149

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：応用
旅行業者等又は旅行サービス手配業者が法定の業務停止命令に違反した場合の2026年8月1日基準の法定刑として正しいものはどれか。
ア：1万円以下の過料のみ。
イ：1年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金。
ウ：6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金、又はこれらの併科。
エ：刑罰はなく、注意処分だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：過料のみではない。
イ：法定刑の期間・罰金額が異なる。
ウ：現行の旅行業法第76条は、第19条第1項又は第37条第1項による業務停止命令違反について、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金、又はこれらの併科を定める。
エ：刑事罰が定められている。
総合解説：現行の旅行業法第76条は、第19条第1項又は第37条第1項による業務停止命令違反について、6月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金、又はこれらの併科を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q150

1-5 手配業・協会・監督 > 業務改善命令・登録取消し・罰則 | 難易度：標準
旅行業務取扱管理者を選任しなかった場合や、管理者欠員中に法に反して旅行業務契約を締結した場合に適用され得る罰則として正しいものはどれか。
ア：必ず1年以上の拘禁刑（自由刑のみを適用する考え方）。
イ：1000万円以下の罰金（法人向けの高額罰金枠をそのまま適用する考え方）。
ウ：刑罰規定は存在しない（行政処分だけで完結するとみなす考え方）。
エ：30万円以下の罰金（管理者未選任等について罰金刑を適用する扱い）。

答え・解説

正答：エ

ア：必ず拘禁刑となる規定ではない。
イ：1000万円以下の罰金ではない。
ウ：罰則規定がある。
エ：現行の旅行業法第79条は、旅行業務取扱管理者の未選任や、管理者欠員等の状態で法に反して契約を締結した場合などを30万円以下の罰金対象としている。
総合解説：現行の旅行業法第79条は、旅行業務取扱管理者の未選任や、管理者欠員等の状態で法に反して契約を締結した場合などを30万円以下の罰金対象としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01